

(第一類 第五号)

衆議院 第百四十二回 国会

大藏委員會

議錄 第二十六号

三

なければ何を言つても始まらないということであらうというふうに思うわけであります。

まず、この通常国会の中ににおいて、本委員会に今かかるております法案を含めて、大蔵委員会、大事な問題を議論をしてきていただいているわけがありますが、その前提として、よく大蔵省に対する信頼とか、大蔵省で働いていらっしゃる方々に対する信頼感とかいうことが大変に問題になつてゐるわけでございます。ついせんだけの委員会の中でも、私の同僚議員であります上田委員の方から、大蔵省の、いわゆる渦中の人であつた証券局長の長野さんと銀行局の審議官であった杉井さん、四月二十七日付で辞職をされたわけですが、このお二人の退職金がどうなるのかといふことについて質問をさせていただいたわけございまして、その後、このお二人の退職金問題についてはどうのよう経過が推移をしているのかということから今まで質問を始めさせていただきたいと思います。

○松永国務大臣 委員もよく御承知だと思いますが、このお二人の退職金がどうなるのかといふことについて質問をさせていただいたわけございまして、その後、このお二人の退職金問題についてはどうのよう経過が推移をしているのかということから今まで質問を始めさせていただきたいと思います。

○松永国務大臣 委員もよく御承知だと思いますが、国家公務員がやめた場合の退職金の問題については、国家公務員退職手当法という規定がございまして、国家公務員法第八十二条の規定による懲戒免職の処分、これを受けた場合には退職手当を支給しないということになつておりますが、これ以外の場合につきましては、国は退職手当を支給する、そういう義務があるという規定になつております。

しかしながら、本件のような場合においては、その規定どおりに処理していくかどうか、いろいろ考へなければならぬ、こう思つておるわけあります。しかし、法的に言えば、退職金については、まず、退職した人が、言うなれば国に対しても、退職金の支給を求める権利があるという形になつておるわけです。すなわち、やめた人が債権者、國の方が言うなれば債務者という形に法律上はなつておる、こういうことでありますので、私としては、まず法的には債権者という形になつておる本人の気持ちを聞いてみるのが先だ、こう考え

ておるわけでありまして、近いうちに本人の気持ちを聞いて、その上で結論を出したいというのもあります。

現在の私の心境であります。

○川内委員 御本人の、お一方のお気持ちをお尋ねになられた上でという大臣の御答弁であります。たが、その近いうちにどういうのはいつころでござりますか。

○松永国務大臣 御存じのように、今、重要な法案を審議をして、なかなか私の体があかないものですから、もうちょっと待つていただいて、本人に来てもらつて、そして気持ちを聞きたいという気持ちでおるわけでござります。

○川内委員 大臣、重要な法案の審議もござりますが、けれども、飯食う時間もあれば、ほんの五分、十分、休憩をする時間もあるわけでございますから、御本人をお呼びになられて、どういう気持ちでいるのかということは今すぐでもできることであろうといふふうに思われますので、ぜひ大臣、御答弁のとおりに実行をしていただきたいというふうに思うわけでございます。

それに関連をいたしまして、ある写真週刊誌に、長野前証券局長に対して、いまだに、辞職後も大蔵省の黒塗りの車が自宅まで迎えに来ているというような報道が写真週刊誌にされておりました。それで、私は、これは事実でないことを念願しているのですが、長野氏が辞職後にも大蔵省が車を出していたのかどうか、その事実があるのかないのかどうかをお尋ねをさせていただきたいと思います。

○松永国務大臣 私は、その写真週刊誌なるものを見ています。しかし、話は聞きました。その週刊誌に書いてあることは事実と異なります。

○川内委員 いや、今、何か武士の情けという声が聞こえたのですが、私は思うのですけれども、大変に今問題になつてゐるというか、国民の皆さんは心の関心の高い、大蔵省の大変にお偉い方たちが、あるいは責任ある立場にある方たちがどういう身の処し方をするのかということに關して、どんな言いわけをしても、それは結局言いわけにしかすぎなくて、それは、大蔵省の車を使うのであれば、引き継ぎが終わつた後退職すればいいだけの話ですから、そういうけじめとかいうことをしつかりますつける。トイレへ入つておしりをふかなくて、二時間、三時間たつてからおしりをふくようなことはおやめになられた方がいいというふうに私は申し上げておきたいと思います。

もう一点、法案の中身に入る前に確認をさせていただきたいことがあります。私、昨年五月の行革特の委員会の際に、第一勧銀の特殊株主、総

ておりますし、そのとおりあなたも理解してもらいたい、こういうふうに思います。

○川内委員 四月二十七日の夕刻付で辞職をされ、その時点では身分は大蔵省の職員ではなくなるわけですね。

か御説明をいただければ。事実と違うというふうに、大臣、今おっしゃいましたけれども、二十七日の夕刻付で辞職をしたということは、その時点でも大蔵省の職員ではなくなるわけですから、三日間だけ事務引き継ぎのためにということであれば、辞職するのを三日後にすればよかつたんじゃないですか。

○武藤政府委員 今大臣から御説明申し上げたとおりでございますけれども、一般に、退職いたしました幹部が、その退職後、わずかな期間でありますけれども、事務引き継ぎということがどうしても必要でございます。その間に限りまして車が出るという扱いになつておりますが、三日間に限りまして、長野局長の場合にも事務引き継ぎが行われた、そのため車が出された、こういうことでございます。(発言する者あり)

○川内委員 いや、今、何か武士の情けという声が聞こえたのですが、私は思うのですけれども、大変に今問題になつてゐるというか、国民の皆さんは心の関心の高い、大蔵省の大変にお偉い方たちが、あるいは責任ある立場にある方たちがどういう身の処し方をするのかということに關して、どんな言いわけをしても、それは結局言いわけにしかすぎなくて、それは、大蔵省の車を使うのであれば、引き継ぎが終わつた後退職すればいいだけの話ですから、そういうけじめとかいうことをしつかりますつける。トイレへ入つておしりをふかなくて、二時間、三時間たつてからおしりをふくようなことはおやめになられた方がいいというふうに私は申し上げておきたいと思います。

○原口政府委員 お答えをいたします。

いわゆる第一勧銀の小池隆一容疑者関係の融資というのは、大ざっぱに分けて二系統といいますか、一本ござります。

そのうち、小甚ビルディングに対する貸し付け、これに対しましては、検査の過程で問題のある融資である、いわゆる分類すべき融資であるということを指摘をしておりまして、その後、第一勧銀の方も発表しておりますが、その小甚ビルディング向け貸出金につき有税償却を行つてゐるということをござります。

この分については検査の過程で把握をしておつたということで、ただ、その過程で銀行側とどういうやりとりがあつたか等については、現在、これはちょうど公判中でございますので、その辺における事実関係の確定を我々も待ちたいと思っております。

もう一方、いわゆる検査忌避の対象となりました小池嘉矩に対する貸し付けという、この辺については、検査の過程において、ラインシート等の資料が提出されなかつたということで、遺憾ながら検査では発見することができなかつた。これにつきましては、昨年の七月に、銀行法第六十一条に定める検査忌避に該当するものとして、銀行法違反で告発を行い、これについては有罪が確定をしておるということで、逆に申しますと、検査の過程では把握をできなかつたということでござります。

この大蔵委員会の中でも御指摘があつたわけでございますが、特殊株主に対する項目等もあつて、当然、その有税償却をするに当たつて、この融資がどういう融資であったのかというようなことに關しても、私は、宮川さんが御存じであつたのではないかなどというふうに今でも思つておりますし、宮川さんが知つているということは金融検査部が知つていたということになるのではないかかなというふうに思うのですが、その辺については、公判中でもあり、お答えをいただけないとどうぞございます。

激していく。理屈で考えれば、大変すばらしいことのように思われるわけありますが、果たして、この法律が予定しているように、特定目的会社のみみたいなものがたくさんできるのかどうか。そういうような見込みについて、大蔵省さんとしてはどのように御判断をされていらっしゃるのかということについてお尋ねをさせていただきたいと思います。

問題は、どれだけそういう会社を始める人が出でてくるかという問題は一つあります。当然のことながら、法律関係が絡んでくるわけですから、弁護士その他が関係することが必要であろうと思います。同時にまた、不動産をいいじる話でありますから、いじるという言葉が適当かどうか知りませんが、不動産の処理について知識のある人、そういうグループがそういう会社をつくって活動を始めるという仕組みができることは、土地の有効利用の面からも、あるいは銀行の貸し済りがなくなるという状態に持っていくた

○川内委員 どうも何かはぐらかされているようですね。
な気がするのですが、平成六年の十月に宮川さん
が第一勵業銀行に検査に入っているわけですね、
平成六年の十月に。その翌年の平成七年の三月日
に、その小池容疑者に対する不良債権化している
融資というものを第一勵銀は有税で償却をしてい
る。一本しているのですね。二十六億と十何億、
合わせて四十億ということなんでしょうかね。そ
ういうことですか。

○原口政府委員 お話のありました七年三月期、
これは先ほど御説明しました小池嘉矩氏が代表者
となつております株式会社小甚ビルディングに付
する融資、これは四十億円ございましたが、この
うち、担保等によって回収が見込まれるものをお
きました二十六億円強を有税償却をしたとい
うに聞いております。

○川内委員 この検査の提出資料の中には、「以

案に関して、私は、枠組み自体は、ピックハンルに 対応して、規制緩和をさらに一層進めて、お金が動きやすくなる大変すばらしい法案である。きのうも私の部屋に若手の方が五人ほどお運びをいたいで、大変に熱っぽい御説明をいただきまして、本当に一生懸命につくられた法律なんだなって、いうことを感じまして、この枠組みが、この制度がより有効に使われることを望む一人であります。

特定目的会社のことについてお尋ねをさせていただきます。

このS.P.C.というものの設立を認める。そうすると、そういうS.P.C.がいっぱいできて、資産の流動化が進んで、お金の流れがよくなる。そうすることによって、不良債権の整理、あるいはなかなか動いていかない、動きの鈍い不動産の動きがよくなる。そのことによって、ひいては景気を利

いふる不動産がある。それを一絆に第三者に賣却するわけですね。そして、第三者すなわち特定目的会社が買ひ受けて、その不動産の利用を圖る、あるいは利用したい人にさらなる売却を図る、そういう手続を一括して資産の流動化と言つていいのだというふうに私は理解しております。

そうしますと、一方においては、銀行は実質上の不良債権の処理ができる、そしてある程度の金額は銀行に入る、したがつて、銀行は新たな賃貸に出しができるようになる。一方、抵当権がついていたために、利用されないで放置してある不動産がある、土地がある、建物がある、それを特定目的会社が実はきれいな状態にして、その土地を使いたい、その建物を使いたい、その人が使えるようになる。これが、我が國経済の活性化につつて非常に効果が出てくるというふうに私は思うわけです。その意味で、これは大変大事な制度をつく

ば、その土地を買う人もいないし、引き受ける人もいない。したがって、その不動産を証券化して、小口に分けて投資家を募つても、なかなか投資家は集まらないし、日本の中において、不動産の証券化市場というか、証券市場というのもまだ未整備な部分があるのではないか。いっぽういろいろな問題があると思うのです。現在の経済状況の中では、そう簡単にこの枠組みが有効に使えるようにはなつていかないのではないか。せつかりくすばらしい枠組み、制度ができたけれども、その枠組みの中に、要するにお金がいっぱい流わ込んでくるような経済状況には、今、日本の、この国の経済状況を考えると、なかなかないのかな」というふうに思うわけでございます。

現在の経済状況については、委員会や本会議等でも、デフレスパイクルを起こしていくといううえで、でも、デフレスパイクルを起こしていくといふ

激していく。理屈で考えれば、大変すばらしいことのように思われるわけありますが、果たして、この法律が予定しているように、特定目的会社みたいなものがたくさんできるのかどうか。そういうような見込みについて、大蔵省さんとしてはどうのように御判断をされていらっしゃるのかということについてお尋ねをさせていただきたいと思います。

〔委員長退席、井奥委員長代理着席〕

○松永国務大臣 資産の流動化が進むという言葉を使いますというと、一般国民にはややわかりにくい言葉だと思うのですよ。私は、わかりやすい言葉として使えば、銀行が融資をしましたね、そうすると、それには担保がついています。ところが、担保価値が下がっている。そのままの状態になつているのが不良債権。不良債権がそのまま残つておるというと、銀行はなかなか貸し出しを新たにはしない。私は、これが日本の経済の活性化を非常に阻害していると。

それで、資産の流動化という言葉が使われていますけれども、実際はどういうことかといふと、不良債権になつていて、それには抵当権がついている不動産がある、それを一緒に第三者に売却するわけですね。そして、第三者すなわち特定目的会社が買ひ受けて、その不動産の利用を図る、あるいは利用したい人にさらなる売却を図る、そういう手続を一括して資産の流動化と言つていいのだというふうに私は理解しております。

そうしますと、一方においては、銀行は実質上の不良債権の処理ができる、そしてある程度の金は銀行に入る、したがつて、銀行は新たな貸し出しができるようになる。一方、抵当権がついているために、利用されないで放置してある不動産がある、土地がある、建物がある、それを特定目的の会社が実はきれいな状態にして、その土地を出售しができるようになる。一方、抵当権がついていたい、その建物を使いたい、その人が使えるようになる。これが、我が国経済の活性化にとって、非常に効果が出てくるというふうに私は思うわけです。その意味で、これは大変大事な制度をつく

問題は、どれだけそういう会社を始める人が出てくるかという問題は一つあります。

当然のことながら、法律関係が絡んでくるわけですから、弁護士その他が関係することが必要であろうと思います。同時にまた、不動産をいいじる話でありますから、いじるという言葉が適当かどうか知りませんが、不動産の処理について知識のある人、そういうグループがそういう会社をつくって活動を始めるという仕組みができることは、土地の有効利用の面からも、あるいは銀行の貸し済りがなくなるという状態に持っていくためにも大変有効だ、こういうふうに思うわけがありますし、やりようによつてはうまいのある仕事でもありますから、したがつて、そういう会社はぱちぱち出てくるのではないかろうか、こういうふうに私は思うわけあります。

○川内委員 大臣から、そういう会社はぱちぱち出てくるのではないかろうかと。私は、ちょっとと要観的なのかなというふうに思うのですけれども、枠組み自体は私もすばらしいと思うのですが、もともと不良債権化して、その不動産を使つて、そこで収益事業を営めるという前提がなければ、その土地を買う人もいないし、引き受ける人もない。したがつて、その不動産を証券化してもいい。資家は集まらないし、日本の中ににおいて、不動産の証券化市場というのもまだ出来ない。したがつて、その未整備な部分があるのではないか。いっぽい状況の中では、そう簡単にこの枠組みが有効に使えるようになつていかないのではないか。せつばいの国の経済状況を考えると、なかなかないのかなというふうに思うわけでございます。

現在の経済状況については、委員会や本会議等でも、デフレスパイナルを起こしていくというう

うな御指摘があるわけでございまして、橋本総理並びに大蔵大臣も改革に向けて大変な御努力をいただいているわけであります。しかし、なかなか経済の状況が上向く気配を見せていない。そういう中で、この法律というものが本委員会に提出をされているわけでござりますが、大前提として、この枠組みの中に、お金が流れ込む、お金が回っていく、そういう経済状況というものが前提にならなければならないのではないか。やはり金融システムの不安などいうものが私たちの前に重くのしかかっているのだなということを感じるわけでございます。

お金回すために、金融システムの安定を図るためにといふことで、金融安定化の二法案がことしに入つてこの大蔵委員会、本会議を通過をして、銀行、今二十一行に対して資本注入が行われたわけでございまして、まず、この法律の前提として、この金融二法が通り、システム安定化二法が通つて、銀行に対する資本注入が行われた。これは、ある意味では、貸し渋り対しても効果がありますよ、お金を回していくためには大変に効果がありますよという前宣伝もあつたわけでございまして、貸し渋りがどの程度解消されつあるのか、国民の皆さん方は大変関心があると思ひます。

そこで、お伺いをさせていただきますけれども、三月末、四月末における大手二十行と呼ばれる銀行の預金、貸し金の推移に関して、御説明をいただきたいと思います。

○山口政府委員 お答え申し上げます。

本年三月末におきます都長銀、信託の預金残高が二百十三兆円で、対前年比四・二%の増加。一方、貸出金残高は二百八十六兆円で、対前年比一・八%の減少になりました。四月末におきます同数字では、預金残高が二百十五兆円で、四・八%の増加。貸出金残高は二百八十九兆円で、対前年比〇・三%の減少でございます。

こうした統計にはやや注意すべき点がございまして、債権の流動化をかなり進めておると

いうこと、それから、貸出金の直接償却により貸出残高が減少する、すなわちバランスシートが落ちるという要因がござりますので、そういう点を勘案しますと、四月末の貸出金はそうした特殊要因が約九兆円ぐらいございますので、引いてみると、前年度末に比べて二・八%の増加になつて、三月よりは四月の方がよくなつて、こんな感じでございます。

○川内委員 今の山口銀行局長の御答弁を拝聴しておりますと、特殊要因があつたために、それがかかる、心配するほどの貸し渋りではないのだよと

いうようなニュアンスにとれるわけですから

も、決してそうではないと思うのです。

実態として、大手の都市銀行十行で、二月末から三月末にかけては七兆五千億の融資が引き揚げをされているわけでござります。四月に入つてやや若干の増加ということでございまして、経済が順調に成長しているならば融資を引き揚げるといふことは余り考えられないことではありますが、この二月末から三月末にかけて七兆五千億引き揚げをされて、ちょうど二月末に資本注入が行われているわけです。

これはどういうことかというと、恐らく三月末で各銀行は決算を迎えるわけでありますから、B

I-S規制の問題等もあり、三月末はとりあえず融

資の回収に走つた。期をまたいでの融資はだめだ

けれども、期末で一たん落としても貰えれば、四

月にまた融資をしますよといふような約束のもと

に、四月は若干融資が増加したというのが正しい見方なのではないかななど、うふうに私は思つたのですが、銀行局長、どうでしょう。

○山口政府委員 今の御質問をお聞きしまして、川内先生、相当現場の様子を御存じだなという感じがいたしましたが、現に、そういう動きをか

なり金融機関は、特に都銀はやつております。

当時、二月、三月の彼らの心理というのは、まず自己資本比率のクリアが最大の問題だったわけでござります。そういう点につきましては、当委員会でも金融二法をやらせていただきました。

が、確定的ではないということで、かなりやはり絞り込みをやつておつたという感じがいたしました。

それからもう一つ、コール市場等の不安定性が

残つておりますので、資金の調達ができるだろ

うか、貸し出しの裏には必ず資金調達が要ります

から、そういう不安感もあつたというふうに思

います。金融システムが、本当にこれで安心だと

いうコンフィデンスがまだなかつたということが

あつたと思います。この点につきましては、やは

りある程度現時点においては、緩和され、クリア

字が間違ついたら申しあげないのですが。そ

ういう大変厳しい経営を続けているけれども、地域

の経済とか雇用とか発展とかには十分に貢献をし

ておられます。この点につきましては、やはり

決してそうではないと思うのです。

それでは、貸し渋りは全くなくなるはずではな

いかという御議論が出てくるのですが、ここで出

てきますのが、今度は資産の効率的運用、つまり、海外と競争するには資産効率を上げなければ

いけない、不稼働資産を減らさなければいけな

い、これから不良債権をつくらないようにしなけ

ればいけない、こういうことになるわけですが、こ

そしです。そうしますと、どうしても金融機関として

は、中期的課題としましては、やはりリスク管理

を強くして、やや貸し渋りとすればそれのようなこ

とをやるという現象が起きてくるわけです。

それで私どもは、大臣からも、直接銀行の代表

をお呼びいただきまして、健全などころに貸さな

いというのは、これは銀行の役割ではないと強く

言つていただきました。その結果、最近出しており

ますのは、大企業の方はC-Pとか社債の方にやや

シフトさせる、そして中小企業の方で、これは仲

びるなどというところは、きつり銀行融資で手当

てするという方向に行きつたると思います。た

だ、それが十分かどうかという点については、引

き続き、私どもよく注意して、ウォッチして、

見ていく必要があるというふうに考えておりま

す。

○川内委員 そこが議論になるところだと思うのですけれども、健全などころに貸さないといふことはないのだ、それはもう当然だと思うのですね。健全などころは、どんな状態であつても、資

金繕りにも余裕があるし、利益も出していれば、必ずそれ相応の資金調達というのができるわけでございます。

日本の企業が二百何十万社があるそうですねども、そのうち、大部分、六割五分ぐらいが中小企業、そのうちの八割ぐらいが赤字法人になるのでしょうかね、ちょっと私のうる覚えですから数字が間違ついたら申しあげないのですが。そういうふうに思つておられます。この点につきましては、やはりS-E-Cの基準で、グローバルスタンダードで不良債権額を資料の中に書き込みなさいという審査委員会の基準がつくられたそうでありますけれども、現状のところ、S-E-Cの基準に基づいて額を算出したところが二十一行のうち三行あつたとい

うふうに聞いております。その三行のSEC基準に基づく額と従前の基準による開示額とどのくらいの開きがあるのか、それぞれ具体的に御説明をいただきたいと思います。

○山口政府委員 銀行によって若干ばらつきがございますが、一番差が少なかつたところが9%増し、一番多かったところが三六%増しということになりました。

いずれ五月末になりますと、全主要行はSEC基準でも公表いたしますので、そこでごらんただけると思いますが、恐らく三割とかいうような数字が出てくるのではないか。

つまり、今までのディスクロージャーの基準では漏れていた。例えば、六ヶ月基準というのが税法基準に合わせてあったのですが、それを三ヶ月以上にしたということから生まれるもの。あるいは、条件の緩和したものはすべててというふうにいたしましたので、そういったもので新たに不良債権という定義になるもの。不良債権という定義にしますと非常に誤解があるというので、リスク管理、リスクを有する管理債権というふうに呼ばせていただくことにしておりますけれども、従来の考え方からいふと不良債権という概念ですが、若干そういう意味ではふえる数字が公表されるということを目込んでおります。

○川内委員 SEC基準でリスク管理を要する債権の額、SEC基準で出してきた三行のトータルで結構ですからそのトータルの額と、従来の六ヶ月を基準にとった場合の三行のトータルのリスク管理を要する債権の額、具体的にその数字を対比していただけますでしょうか。

○山口政府委員 ちょっと集計する時間がもつたのうござりますので、今やらせておきます。後で御報告いたします。

○川内委員 今銀行局長から、SECの基準では二割から三割多いというふうに御答弁があつて、不良債権とかいう言葉はちょっと適当ではないかもしけないというお言葉もあつたわけであります。

とにかく、もしかしたら取りっぱぐれるかもしれないという債権の額が七十何兆円とか、第二分類だと第三分類だと第四分類だと、基準がいっぱいあって国民の側からすれば非常にわかりにくいと思うのですね。また今回、新たにSECの基準を使つたらまた額があえた。恐らく五月末には、SEC基準でとつたら不良債権が三割ふえる。それだけがまたマスコミで報道されて数字がひとり歩きするというように、基準がいっぱいあって、いろいろな数字がひとり歩きしていて、どうも一体どうなつておるのだろうというのが国民の皆様方の思いだと思うのですね。

こういう状況の中で、日本の経済に対して世界の市場も注目をしているし、また、日本の国内においても、企業、家計というものの政府に対する信頼感というもののがちょっと薄らいでしまつているのではないかなどというふうに思うのです。その信頼を回復するというのは、私は冒頭、私の持ち時間の中で三点お伺いをした、最後に公正大にやつていただきたいということを申し上げたわけです。そこと関連していく、金融システムの安定化一法についても、金融システムを安定させるためであつて個別銀行の救済ではないということを大蔵省さんは盛んにおつしやるわけですけれども、私は、結果として、救済という方が正しくなければ、金融システム安定のためには個別銀行の支援もしていかなければならぬといふふうにやはり正直におつしやられた方がいいのだと思うのです、資本注入をするということは支援するということでしょうか。

そういう一つ一つの事柄に対して、言葉というのは非常に大事ですから、正直に国民に対して語りかけをしていくことがまず、大蔵省さんがせつかり、今審議をしております特定目的会社の法務とかいい法律を、規制緩和の法律を出されていらっしゃるわけですから、お金がじょんじょん回るようになると、銀行、心配しなくていいですよ、支援していきますよということを泥臭くおつしやられた方がいいのではないかななどいうふ

うに思うのですけれども、大蔵大臣いかがでしょ
うか。
○松永國務大臣 なかなか難しい質問をなさるな
という感じでございます。
弱っている銀行が仮にあるとして、そこに公的
資金を入れて救済するなどということを国民が理
解するだろうか、そういう面があります。しかし、日本の金融システムを全体として安定させる
のだ、それを通じて日本の経済を安定させるのだ
という言い方ならば、国民は理解すると思うので
す。資本注入というのも、ある意味では救済では
ないのです。
去る三月末に行つた資本注入、これは、いわゆ
る国民の税金は使つていないので。政府保証によつ
て預金保険機構が日銀等から〇・何%かの融
資を受けて、そのお金を持って資本注入をしたの
であります。ですが、これは、ただで注入したんぢやな
いんです。相場の金利をずっとちょうど高いする
いう形での注入であるわけなんです。そういう意味
では、救済という言葉は当たらないし、救済で
はないんです。

弱っている銀行には資本注入をしないというふうに、もちろんその辺の、どこの銀行に資本注入するかは、大臣もお入りになられて御決定をされることでありますから、最終的には審査委員会の判断になるわけであります。しかし、今実際に資本注入を受けた二十一銀行の中には、私たちが一般の国民が見て、弱っていると思われていた銀行も幾つかあるわけでございまして、それは、あるいはBIS規制をクリアするために、クローバルな市場でブレーラーとしてやっていくために資本注入が必要であった、支援する必要があった、金融システムの安定をさせるが銀行は支援しないんだ、弱っている銀行は支援しないんだ。それはそううでしよう。そうなんですけれども、その言葉遣いが非常にわかりにくいんですよ。

結局、国民の側から見れば、いや、銀行にお金を入れるというのは、銀行を支援するんじよ。そのことによつて銀行が元気になつて、中小企業あるいは住宅ローンというところに銀行がじやんじやんお金を回してくれるようになれば、それはハッピーなわけですから、銀行を支援してなるべく銀行をつぶさないようにする、そして、銀行を元気にして、そのことによつてお金を回していくようにするんですよという正直なお言葉遣いをされた方が、國民にわかりやすいし、大蔵省が打ち出す政策というものが國民の皆様方に大変よく浸透していくのではないのかなということを私は考えるわけでございます。

きょうは、日銀の藤原副総裁にも大変お忙しい中をお運びいただきておりますので、お伺いをさせていただきます。きょうはありがとうございます。

が公定歩合を決定をしているのかということが非常に興味があるんですけれども、新生日本銀行になつてからの政策決定のメカニズムに関して、まづ副総裁から簡単に御説明をいただきたいと思います。

〔井奥委員長代理退席、委員長着席〕

○藤原参考人 お答えいたします。

新しい日銀法になりましてから、金融政策の独立性と透明性向上の観点から、幾つかの制度的な手当てが講じられています。

具体的には、金融政策決定会合を、政策委員会のルーチンの会合のほかに月に二回設けておりまして、そこで金融調節、預金準備率、公定歩合等のいわゆる金融政策の決定について審議しております。

その政策決定会合では、執行部から金融経済情勢について詳細な説明を受けまして、委員、合計九名でございますけれども、その九名の間で、その情報をもとに突っ込んだ議論をしまして、それを踏まえた上で採決をします。それで政策を決定いたします。そういう方式をとっております。

○川内委員 政策決定会合の中で採決をして最終的に決定をすることになりますが、そうすると、最終的な責任の所在というものが、政策決定会合という九人の人々が集まつた会合が責任を持つのかというと、ちょっとよくわかりにくんですね。私はやはり、その政策決定会合の中で日本銀行総裁、副総裁がどういう発言をするのかということを他のメンバーはじつと見ていると思うんですよ。そういう中で、日本銀行のスタンスを持つてその会合に御出席をされるんだろうというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○藤原参考人 お答えいたします。
私ども正副総裁二人は、執行部の代表でありますが、同時に政策委員というステータスを持つております、一人二役といいますか。そのほかの六人の委員は審議委員という名称で呼ばれています。内閣の任命で各界から御出馬いただいた委員の方々です。合計九名ですので、その中で議論をする団体なんかも、かなり苦しい状況のところがあ

した結果、採決をいたします。九人ですので、必ず結果は出ます。その出した結果が政策の結論になります。

ですから、政策を決定するのは政策委員会であるわけです。もちろん、速水総裁も私も山口副総裁も、それぞれ意見は申し上げますが、それぞれの意見は九分の一の意見というウエートを持つわけです。

○川内委員 今の御説明だと、結局、それぞれが九分の一で、だつたら、日本銀行の総裁というお役目あるいは副総裁というお役目は何のためにあるのかなど、つい純粋に思つたりするんです。

ちよつと、私ももう時間があと一問しかないので、公定歩合を政策決定会合では現状のまま、どちらかといふと公定歩合下押し圧力の方が強まつていいというような御議論であつたようありますね。それが、私は、公定歩合を引き上げるべきである、えいやと引き上げるべきであるというふうに思つておりますが、それでは、副総裁の、九分の一の政策委員の立場として、公定歩合に関する限りは、公定歩合を政策決定会合で決まつた意見ではなくて副総裁が政策決定会合で述べられた個人的な見解で結構ですから、公定歩合に対する見解をいただきたいと思います。

○藤原参考人 お答えします。

政策委員会における個々人の発言については、その一言一句を外部に公表することは守秘義務に違反することになります。私もその責任を問われますが、たまたま就任のとき申し上げた意見が今でも続いておりますので申し上げますと、私も三行の不良債権のディスクロージャーですが、從来基準だと約一兆五千、SEC基準だと三兆三千でございます。

○川内委員 残念ながら時間が参りましたので、

これで私の質問を終わらせていただきますが、本

委員会にかかる法律案で予定をしてお

りますが、たまたま就任のとき申し上げた意見が

いつものを、私たち一体になつてまずつくつてい

かなければならぬだろうなということを強く感じ

ておりまし、また、藤原副総裁にもますます頑張つていただいて、公定歩合を引き上げていただ

けるなら、その問題を解決するために是正した

いものだなという気持ちも持つております。

○村上委員長 次に、藤田幸久君。

○藤田(幸)委員 大蔵大臣、G7からお帰りにな

るということは承知しております。

しかし、金利を上げると、例えば家計部門のネットの利息収入を増加させると、メリットはあると思います。しかし反面、現下の厳しい経済

情勢をも見ますと、企業収益の減少とか投資採算の悪化とか資産価格への下押しなどという、いわゆる下押し要因がメジロ押しにあります。結局、経済活動を抑制することになつちやうんじやないかという疑いが生じてくるわけですね。それ

がひいては雇用の悪化や給与所得の減少にまで回り回つながらまして、家計部門に対しても、結局、総体としてマイナスの影響を及ぼすんじやないかという危惧の方が強く感じられるわけで

す。

したがつて、いろいろ悩みはありますけれども、現状のところは、政府が経済対策を打ち上げられたわけでもありますし、そういうことを通じまして、いましばらく経済情勢の推移を見守りたいということで、現状維持というのが現下の判断であります。それは私の判断であります。

○川内委員 最後に、先ほどのことを局長から。

○山口政府委員 簡単に御報告します。

三行の不良債権のディスクロージャーですが、

從来基準だと約一兆五千、SEC基準だと三兆三千でございます。

○川内委員 残念ながら時間が参りましたので、

これで私の質問を終わらせていただきますが、本

委員会にかかる法律案で予定をしてお

りますが、たまたま就任のとき申し上げた意見が

いつものを、私たち一体になつてまずつくつてい

かなければならぬだろうなということを強く感じ

おりまし、また、藤原副総裁にもますます頑

張つていただいて、公定歩合を引き上げていただ

けるなら、その問題を解決するために是正した

いものだなという気持ちも持つております。

○藤田(幸)委員 大蔵大臣、G7からお帰りにな

りますと、お疲れさまでございます。

今回、国際会議を通しまして、ピックバンとい

うことが今回の法案に関して「ございませんけれども、ピックバン」というのはいろんな見方がございませんが、世界のマーケットが一つになるというふうに言つても過言ではないと思います。ということは、世界が一つになるわけですから、日本の政治家が世界の政治家と信頼をつなぐということが必要ではないかと思います。

今回、非常に逆風の中でロンドンの会議に参加をされまして、日本のこういう政策あるいは大臣に対する信頼が各国の大蔵大臣から得られたかどうかということがあります。まずお伺いしたいと思います。

○松永國務大臣 大蔵大臣の信頼というよりは、日本国の財政責任者の信頼が得られたかどうかと、いう問題だらうと思うのであります。今回のG7におきましては、我が国が現在の停滞した状況を速やかに打開し克服するための事業規模十六兆円超の経済対策を策定をし、そしてそれを速やかに実行すべく努力しているということにつきましては、G7各國から信頼は得られた、「こういうふうに私は理解をしておるわけであります。

○藤田(幸)委員 いろいろ報道等によりますと、二月とか四月のG7に比べまして、今回は日本に対する批判が和らいだというような報道もござりますけれども、これはある意味では、ほかの参加国は日本に対して執行猶予を与えたといふような気がしておるわけでございまして、このいわば猶予期間に日本が何をなしていくべきかと、いうことについて幾つか質問をしたいと思います。

まず大臣は、いろいろな国の大蔵大臣から、日本がなぜ今日のよくな不況に陥つているかといふ、その原因についても恐らく議論があつたかと思いますけれども、今日の日本の不況の原因についてどういう御説明をなさいましたのでしょうか。

○松永國務大臣 不況の原因等についての議論というものは、これはありませんでした。それから、執行猶予云々という言葉がございましたけれども、それに類するような議論もありませんでした。

問題は、日本が決定をした十六兆円強の経済対策を速やかに実行すること、それに対する期待は表明されたわけであります。同時にまた、金融部門の強化、こういったものの議論はありましたし、また、これはG7蔵相会合結論文書の中にも出ておるわけであります、金融システムの一層の強化ということが議論をされたわけであります。

○藤田(幸)委員 執行猶予と申しましたのは、やはり政府が昨年以来いろいろな政策を打ち出しておられます。小出しに小出しに出してこられた。つまり、状況が変わるに応じて、今まで出しておきました政策はある意味では矛盾するような政策も含めて小出しに出しておるわけです。したがいまして、景気の動向についてもなかなか明快な答えが出せない。

○松永国務大臣 G7の会合というのは、結束を主とするとか公約をするとかという会合ではないのです。ございまして、自由な立場から各国の経済情勢等々について実は議論をする場なのです。そして、それぞれの国の代表が自分の国の経済状況について報告をし、かつ、それに対する対策について報告をする、それに対してほかの国からは質問がある、そういう議論の末、共同ステートメントが発表される、こういう形になつておるわけでありまして、何かを約束するというふうな会合ではないのですよ。議論の結果、議論の取りまとめをするという形での文書が発せられる、こういう合合なのでございます。

先ほど執行猶予という言葉がありましたが、そんな感じの言葉は全く出ておりませんから、御理解を願いたいと思います。

ついては決まっていたのではないかという気がいたしますが、それはさておきまして、ロンドンにいらっしゃる間に、会議の席、あるいはほかの大蔵大臣、あるいはほかの国の政府の関係者との会談等々において、ことしの上半期には我が国内の需が拡大して景気が回復するというような発言は

○松永国務大臣　實は今回のG7の会合の場合には、その前に、委員も御承知のとおり、我が党の政策責任者あるいは経企庁長官、こういう人たちがアメリカに参りました。ルーピン財務長官を始め関係者にいろいろ我が国のところとしておる政策についての説明を十分しておられたということもありますので、そういうことから、前回のG7に比べると、日本に対する風当たりは非常に和らいでおつたという雰囲気はございました。

○藤田(幸)委員 重ねてお聞きしますが、今回この
件は内需主導の経済成長が実現する、したがってそれ
に向けて法案を、あれは土曜日であったわけであつたので、上半期に景気が回復するというような發
言をされましたでしょうか。

○松永国務大臣 G7の会合の前に、個別の会談
としてはルーピン長官、それから英國のプラウン
大臣、それからドゥイツのワイグル蔵相等々と
個別の会談をいたしましたが、そのときに私が申
し上げたことは、先ほど申しましたように、今回の十
六兆円強の経済対策の概要を説明し、これを速や
かに実行するという決意を実は伝えたわけであります。
それに対して、プラウンさんもルーピンさん
もあるいはワイグル蔵相も、これを評価し、早
く実行することが望ましいという発言がございま
した。

私は、これを実行することによって日本
は内需主導の経済成長が実現する、したがってそ
れに向けて法案を、あれは土曜日であつたわけであ
つた中で、上半期に景気が回復するというような發

ありますけれども、過明け早々、すなはち十一日には財政構造改革法に弾力条項を入れるといふ法律案あるいは減税法案をして補正予算、これを提出する予定になつております、提出した後は、野党の方々の御協力をいただければ速やかに

成立をして実行に移せる、そのことのためにも最大限の努力をする決意でありますということを申し上げたわけでありまして、いつ景気が回復するかという時期のことは申し上げておりません。いずれにせよ、これをやることによって速やかな景気回復がもたらされるというふうに申し上げます。

○藤田(幸)委員 いつとはおっしゃつていなければなりません
れども、速やかに景気が回復するということは具体的にどういうことでござりますでしょうか。
〔委員長退席、浜田(靖)委員長代理着席〕
○松永国務大臣 これも、野党の皆さん方の法案案で
成立に関する御協力がどれだけ得られるかによつて
は、何とかして特別減税の中の地方税の減税
分、これは、もし五月中に減税法案が成立すれば
分、前に申もうてあるところの減税の成案を二者にて

前に決めておる財務の流れなどと一緒に九月に、中には減税が実行できます。その分だけ国民の方に、減税の効果を届けることができる。したがって、問題は、減税法案の速やかな成立が大事なんですね。同時にまた、それが成立すれば八月にも国税部分の特別減税を国民に届けることができる。そういう日程になるわけでありまして、それが実現できることによって、国会の審議について野党の御協力をいただきて、何とかしてそうなるようにやっていきたいということは申し上げました、時期の点について言えばですね。

そしてまた、既に成立させていただいた平成十年度の予算の中での公共事業については、上期に、九月までの間に八一%契約が成立するようになり、一生懸命努力をしているということと。そしてさらに、真に必要な社会資本整備などと。そこで補正予算の中にも、あれは六兆円強だったかな、公共事業費が盛り込まれるはずでありますね。

すけれども、それも補正予算が成立すればできるだけ早く実行に移すようにしていただきたい。そうしたまろもろの政策が相乗効果を發揮して、そして日本の景気は回復に向かうだろう、こういったことを申し上げてきたわけであります。

○藤田(幸)委員 今おっしゃられたようなことを
例えば同時通訳で英語でやっていたのか、ドイツ
語でやっていたのか、フランス語でやっていたの
か、あるいは三つでやったのかわかりませんが、
今のように、野党がこういうふうになつたらこう
なるであろう、あるいはこの見通しであるだろ
う、あるいはさうだとこころる、さう思ひますから

にというような言い方をしていたのでは、とてもロンドンでは恐らく話にならなかつたのではないか。そういう言葉を連発しておられたのであるならば、まるで日本に対する信用というものは得られないかったのではないか。恐らく、実際にロンドンでおつしやつていたような言葉については、今おっしゃつたような何か他力本願的な話では、これはいつまでたつても日本の景気は回復しないといふ印象を持たれてしまつたのではないかと思つますが、本当に今までおつしやつしたことのない表現をコソンド

○松永國務大臣　実は、減税法案の成立も補正予算の成立も、国会で決めていただくわけでありますから、私が決めるわけじゃありません。したがって、何とか五月中に成立を図るよう努めますから、私は議会における審議がスムーズに進むことによって、何とか五月中に成立を図るよう努力をするのだ、減税法案あるいは補正予算。そういうふうに申し上げたわけであります。

外国に行つても国会を無視した発言は、私は議会人でありますから、するわけにはまいりません。したがって、議会における各党の協力をいたしまして、その上で五月中の減税法案の成立、そして速やかな補正予算の成立、こういうふうに実は申し上げたわけであります。常に議会人として、国会の審議の結果そうなるわけでありますから、いかなる場合でも、野党の皆さん方の神経を逆な立てるような発言は極力しないという立場で私は

○藤田(幸)委員 最近、大蔵委員会でも自己責任という言葉がいろいろ言われます、経営者の自己責任とか。そうすると、外国に、ロンドンに出て、いつて財政金融当局者の自己責任はどうなつております。

るのかという気が今の方針を聞いてせざるを得ないわけです。例えば、ロンドンの会議においていろいろな方とG7以外でも個別にお会いされた際に、ルーピングさんなりあるいはブラウンさんなりが、いや、英國議会において野党がこういう状況である、あるいはアメリカの議会において議会がこういう状況である、したがつてなかなか大変だとかいうような話をほかの大蔵大臣はされましたか。

本の国会が大変だという言葉を使いません。国会の審議をできるだけスムーズにさせたいただいたい、そして五月中の成立を期しておるのだ、あるいは早い補正予算の成立を願つておるのだ、こういう発言の仕方をしておるわけであります。

官などは、議会に出て答弁したりするのは一年のうちに何回かしかない、こういうふうに言つておられました。また、英國のブラウン蔵相も、議会での予算の審議などは非常に短時間に終わるというようなことを言つておられました。日本には、長い日本のいい伝統がございまして、よく審議をして、そして採決がなされるという形になつておられますので、その形の中で、できるだけ早い成立を院の皆さん方にお願いするというのが私の立場でありますから、その立場をきちっと守つて私は発言をしてきたつもりでございます。

○藤田(幸)委員 このロンドンの会議において、話の中心は、各国における手続の問題ではなくて、日本政府がまさに出しております、あるいは今までやつてきた政策の中身についての話が中心だったのじやないですか。それを、先ほどから私は、例えば景気がいつ回復するかというお話をされたかといふ、内容そのものについて單純明快に質問しているわけですが、手続の話と、それから私が質問した以外のことについて、るる説明をされておられる。先ほど来の御答弁は手續の話ばかりなわけですよ。

私は別に大蔵大臣の揚げ足をとるつもりではなくだけです。今まさに世界が注目をしております今回のG7におきましても日本問題が中心になって、日本問題の中心というのは、手続ではなくて、日本問題の経済の政策の中身であり、その責任であるわけです。民間人が出でていっているのであるならば、民間企業の経営者の自己責任ということになりますが、まさに政府の責任者として行っておられるわけで、それに対する質問に対するお答えが手続ばかりのお答えということでは、ちょっとお答えになつてないと思うのですが、改めて答弁を求めたいと思います。

○松永国務大臣　冒頭申し上げましたように、特別減税の追加、継続、それから真に必要な社会資本の整備を中心とした補正予算の提出、そしてそれが成立、こういったことが実は経済対策の中身なのであります。その中身は、当然のことながらまずそれを説明したのですよ。

問題は、速やかな実施をというのが諸外国の意見でありますので、我々も速やかな成立を願つておるのだ。速やかなという意味は、特別減税について言えば、五月中に法案が成立させていただければ、地方税の方は六月に実行できるのです。國税の方は八月に実行できるのです。補正予算の方は成立次第速やかな実行に移せるのだ、こう申し上げたわけであります。別に、手続論をくどくと申し上げたわけじゃありません。

G7の国々が速やかな実行を期待するという発言でありますので、我々は、国会で成立させていただければ、五月に成立させていただければ、六月に地方税の減税、そして八月に給与所得者に関する所得税の特別減税、それが実行できるのです、それに向けての最大限の努力、こう申し上げたわけであります。

○藤田(幸)委員　きょうは余り時間がありませんので、これ以上質問してもまともな答えが返つてまいりませんので、別の観点からの質問の仕方にしたいと思います。

今、やはり世界じゅうが日本に注目をしており

ますのは、そもそもこれまでの日本のシステムあるいは官僚のいろいろな意味でのコンダクトということに対する信用の問題ではないか。それから、日本の政府というものが近代国家における政府の役割というものを本当に果たしているのだろうか。それから、本当の意味での市場というものが日本に存在し、あるいは機能しているのであるかということに対する、いわば信用不安ではないかというふうに私は思うわけです。

申しますのは、まず市場経済というのは、資源といいますか富を最適に配分するということにあるわけですが、日本の場合に、世界最大の債権国であるわけですが、金融と財政も破綻してしまっている。いわば資源の最悪配分が行なわれてきましたということがあります。

私はこの大蔵委員会でも、沖縄の銀行から、それからつい先週は北海道の銀行まで、不良債権隠匿の仕組みとか、あるいは不良債権が出た後も実は大蔵省とその銀行との間によって分割償却がなされてしまっている、そういう事実関係の具体的な例を示してきたわけですから、結局そういうことが行われているということは、日本という国が近代国家として統治能力を持つてはいるのかどうかということに対する、やはり不安があるのでないかと思うのです。

それで、先週もちょっと申し上げましたけれども、例えば近代国家の成り立ちの哲学といいますか、よって来るところの要素としては、これはアメリカの独立宣言とか、日本の憲法では十三条にござりますけれども、いわば近代国家というのには、国民の生命、自由及び幸せの追求ということ、その権利を政府が保障する。いわばこれは自明の理ということになつていて、今回G7にいらしゃったような国々というのは、こういう基本的なことを押さえた上でマーケットあるいは国の役割ということを前提としてどちらか上で出てきていると思うわけです。

したがって、今回、日本はピックパンを始めるわけですから、いわばそのピックパンに日本で

も加わるということは、先ほど申しましたけれども世界が一つになるということです。ですから、こういったそもそも近代の文明の大競争に加わることについて、大臣は実際にロンドンでいろいろな方々と意見交換をされて、そもそもほかの国の方々はこういったことを自明の理として、いわばアクセプトした上で出てこられていると思うのです。日本の場合にはどうもその辺が、はつきり理解して政策をされてロンドンに来ておられるのかということに対する実は不信があるのではないとかいう気がするのですが、こういったことについて議論されたことはござりますか。あるいは、こういった点について、実際にはどの国の当局者とお話をされておられまして、そういう認識をお持ちでしょうか。

○松永国務大臣 委員は、日本の国会、日本の行政に対する諸外国の信任が非常に低いみたいにおっしゃっているけれども、そういうことはありませんよ。

議会制民主主義の国として、特に国会は立派に機能しているという、そういう前提をG-7の国は持つていらっしゃいます。ただ、予算案その他の審議の仕方についてはそれぞれ方式が違いますから、例えば英國などは非常に短い期間に予算は成立するようですが、我が国の場合には十分議論をした上で、これは国の将来を左右する一番大事な項目は予算でありますから、しかし、その予算につきましても、きちつきらつと詳細な議論をした上で成立を見ておるわけでありますから、そういう日本の議会政治についての諸外国の信任は決して低くないです。行政に対しても信任は低くないです。私は、別に自信過剰になる必要はありませんけれども、決して卑屈になる必要はないというふうに感じます。

同時にまた、G-7蔵相会合結論文書にありますように、経済政策について歓迎をしていただいたわけありますが、金融システムの一層の強化の重要性、こういうことについての発言が諸外国からありました。その場合に、同時にまた日本のこ

も加わるということは、先ほど申しましたけれども世界が一つになるということです。ですから、こういったそもそも近代の文明の大競争に加わることについて、大臣は実際にロンドンでいろいろな方々と意見交換をされて、そもそもほかの国の方々はこういったことを自明の理として、いわばアクセプトした上で出てこられていると思うのです。日本の場合にはどうもその辺が、はつきり理解して政策をされてロンドンに来ておられるのかということに対する実は不信があるのではないとかいう気がするのですが、こういったことについて議論されたことはござりますか。あるいは、こういった点について、実際にはどの国の当局者とお話をされておられまして、そういう認識をお持ちでしょうか。

○松永国務大臣 委員は、日本の国会、日本の行政に対する諸外国の信任が非常に低いみたいにおっしゃっているけれども、そういうことはありませんよ。

議会制民主主義の国として、特に国会は立派に機能しているという、そういう前提をG-7の国は持つていらっしゃいます。ただ、予算案その他の審議の仕方についてはそれぞれ方式が違いますから、例えば英國などは非常に短い期間に予算は成立するようですが、我が国の場合には十分議論をした上で、これは国の将来を左右する一番大事な項目は予算でありますから、しかし、その予算につきましても、きちつきらつと詳細な議論をした上で成立を見ておるわけでありますから、そういう日本の議会政治についての諸外国の信任は決して低くないです。行政に対しても信任は低くないです。私は、別に自信過剰になる必要はありませんけれども、決して卑屈になる必要はないというふうに感じます。

同時にまた、G-7蔵相会合結論文書にありますように、経済政策について歓迎をしていただいたわけありますが、金融システムの一層の強化の重要性、こういうことについての発言が諸外国からありました。その場合に、同時にまた日本のこ

の公的資金を活用しての金融システムの強化策、これも実は諸外国は評価をしておられるわけなのです。これをもっと活用して日本の金融システムの強化を図るべしという意見はありました。したがって、それは我々は、法律の制定をしていましたが、そして予算措置もしてあるので、これからもこれは着実に進めますということも申し上げてきました。

○藤田(幸)委員 非常に短い質問に対しても随分時間がとつて御答弁になられますので、時間が余りなくなつてまいりましたので、ちょっと別の、このシステムの根源にあることについて一つ質問したいと思います。

昨年来、公的資金の導入にしましても、あるいは今度の総合経済政策を立てるに当たつても、一つキーワードとしている言葉がございまして、それは銀行の自己資本比率でございます。これは株式会社の究極的な危機対応能力を示す一つの指標であるわけですが、どうも公的資金導入に関しましても、三月末の決算までとがいうことに関しましても、その自己資本比率八%というようなことが何か諸悪の根源であるかのように言われてきた面もあるわけです。そもそもこの自己資本比率に関する話題では、八七年のバーゼル合意によつてBIS規制というものができているわけですから、も、今回のロンドンでも問題になつた不良債権なんかにも関係するわけですが、我が国の金融機関の含み損を考える上で、この自己資本比率、どういう形で国際基準ができるかということが重要な意味を持つわけであります。

ティア1、ティア2というのがござりますけれども、いわばそのティア2の方の自己資本の補完的項目の中に株式など保有有価証券の含み益を四五%も算入しているということに、この八七年の合意でなつてゐるわけですが、こういうBIS基準の策定の交渉の際に日本側がそういういた含み益の四五%を算入するように主張したということが言われておりますけれども、この事実関係について、きょうは日本銀行の安斎理事にお越しのた

ておきますので、この点についてまず確認をしていただきたいと思います。

○安斎参考人 お答えいたします。

いわゆるBIS基準におきましては、自己資本の補完的項目に先生おっしゃいますように含み益の四五%相当額を算入することが認められております。これについて、当時のバーゼル銀行監督委員会においては、次のような考え方があつたものと承知しています。

一つは、銀行が多額の株式を保有し、その時価が帳簿価格を上回つている場合には、それを時価で売却することにより実現した利益でその損失を補てんすることができる、そういうことですので、含み益というものは銀行が営業を継続する中にあつて損失を吸収し得るものであり、自己資本の項目に含めることができると考えられたことが一つあります。

ただし、この場合、市況の変動が激しかったり、あるいは含み益を実現する場合には必ず税金が課されます、そういう税金を反映させるために十分な掛け目を付すことが適当であるという考え方がありました。それからまた、従来も金融機関が損失を処理するに当たつて実際には有価証券の含み益が活用されてきた事例も多かつたものと理解していいます。

いずれにしましても、有価証券の含み益は、その一部はあくまでも補完的項目として算入し得るということにすぎません。また、価格変動に伴う不安定性を有するということも事実でございますので、金融機関としては、これに過度に依存することなく、自己資本の充実に努めることが何よりも重要であると考えております。

○藤田(幸)委員 私はそういうことを聞いていますので、金融機関としては、これに過度に依存するのではなくて、交渉の際に、その四五%を入れる、ティア2に入れるように日本側が主張したかどうかということを聞いていたのに、ほかの説明

でござりますので、日本側が主張したかどうかが私は知りません。

○藤田(幸)委員 それはおかしいのではないですか。私の方は質問通告をして来ていただいているわけで、十年前に安斎さんがどういう立場にあつたかということではなくて、日本銀行として主張したかどうかということを質問通告をして聞いているわけです。

というのは、これがまさに今日の経済状況をもたらしている自己資本比率に關係しているわけですよ。含み益というものがティア2の中に含まれることによって、日本の企業はぬれ手にアワのようになります。ところが、一たんそれが減つてきた段階で、含み益というものが減つて、それで結局自己資本比率が達成できないということで今日に至つたのです。それを十年前に私は知らなかつたで済まないのではないかとおもいます。それが日本サイドからどういう形で出たのかということについて、私は今そういう知識を持っていませんということをございます。

その議論の過程では、現実に、先ほど申し上げましたように、含み益が果たしてきた機能も踏まえて、それで、掛け目の掛け方、価格変動が激しいよ、あるいは実現した場合は税金を持っていかれるよ、いろいろなことがあります。(藤田(幸)委員)「理由を聞いているんじゃないんですよ、事実関係を聞いているんです」と呼ぶ)ええ。そういうことで、掛け目の議論もいろいろなところでありますけれども、日本側からそういうものを、四五%なら四五%の主張をしたかどうか、これについては、私、知識を持っておりません。

○藤田(幸)委員 私は評論家に聞いているのではありませんけれども、日本側からそういうものを、四五%なら四五%の主張をしたかどうか、これについては、私、知識を持っておりません。

日本政府としてその段階で主張したかどうかといふことは、単に安斎さん一個人の知識の問題で済まないことではないですか。これは、実際、そのことによってこれだけ経済状況が悪くなつて、銀行もいろいろな苦労をして、そして、不良債権もあるいは貸し渋りも、まさに自己資本比率ということから貸し渋りになっているわけですね。それで倒産も起きて、自殺者も出ているわけです。それを、一個人としてその知識がある、ないで済ませるものではないのですか。日本銀行としてはつきり後でお答えください。

○安斎参考人 これは、ぜひ大蔵委員会としても取り上げていただきまして、日本銀行からきちっと回答が出るようにお計らいをいただきたいと思います。

○浜田(靖)委員長代理 理事会で協議させていただきます。

○藤田(幸)委員 それでは、時間が参りましたので、質問を終わらせていただきます。今の点ははつきりとお答えいただきたいと思います。

○浜田(靖)委員長代理 お答えください。

○西川(知)委員 西川でございます。

○藤田(幸)委員 ここ間の質問は早期に正措置ということについて、主に質問をさせていただきましたが、きょうは、今度の金融システム改革ということについて、具体的に市場が関心を持つていてことについて、大蔵大臣なり大蔵当局の確認と御見解をお尋ねをしたいと思います。

たしか二、三日前の報道でござりますけれども、大蔵省の方としては、金融に関するいろいろな個々の通達といふものを基本的には廃止をする、そして規制緩和といふものも、そういう通達行政ではなくて、もっと基準を明確にした省令、告示というもののレベルでいろいろと規制をしていく、または監督をしていく、こういう報道がありました。そういうことが事実かどうか、そういうことではなくて、日本銀行として、あるいは方針であるかどうか、これをまず大蔵大臣か

ら、重要なことでござりますので、お答え願いたいと存ります。

○松永國務大臣 行政の透明性を図るということを主たる眼目として、今委員申されたような措置をするようになりまして、今それを進めているところであります。が、その具体的な内容は局長から答弁させます。

○山口政府委員 大臣の御指示によりましてそういった方向で考えておりますが、通達といいましても大きく言って二つ種類があると思うのです。一つは、よく通達行政ということを批判されております、関係金融機関あてにこうしなさい、ああしなさいという指導通達的なものというのがあります。もう一つは、例えば本省と財務局というように、同じ行政機関内で取り扱いが違うたりしたから困りますので、きちっとした意思の伝達をするという講学上の通達がございます。

そういうジャンルに分けてみると、特に問題になるのは前者だと思うのでござります。前者につきましては、できるだけ省令とか告示とかいう形でやっていく、しかも要らないものはなくす、原則としてはなくすという考え方でやっていくべきだと思うのですね。

後者の方につきましては、やはりこれは本省で言つてることと出先とが完全違うことを言うということになりますと問題がありますので、これはこれできちんとした事務のガイドライン的なものはつくるということにさせていただく。しかし、そのガイドライン的なものもできれば公表をする。そうしますと、役所が何を考えているかといふことがはつきりするというふうに思うわけでござります。

基本的にはそういうふうな考え方で物事を一回ちょっと整理してみて、全部整理し切ればそれはきれいな形になりますが、しかし、これまでいろいろな国会での御議論等を踏まえ、そいつた方向でのすべての見直しを監督庁が発足するまでにはめどを立てたいというふうに考えております。

表かは別として、既に一般に知られているのじやないかというふうに思うのですが、今、山口局長がおっしゃったことは、そうすると今までそういう通達、いわゆる講学上の通達の中で一般に弁護士として仕事をしているときはそういうものをよく見ておったわけで、それはどういう形の公表かは別として、既に一般に知られているのじやないかというふうに思うのですが、今、山口局長がおっしゃったことは、そうすると今までそういう通達、いわゆる講学上の通達の中で一般に弁護士として仕事をしているときはそういうものを見れていないものもあったのでしょうか。

○西川(知)委員 ほんとそれは公表しておったというふうに考えております。それが今度きつちりと整理した形で公表をしていく。そうすると、これはどういう位置づけの文書かとということがあり明確になるだろうと思うわけでござります。そういう意味では、より透明性を高めるための努力ということをいたしたいというふうに考えておられます。

○西川(知)委員 その辺をもう少しはつきりとしていただきたいのですが、今まで私が通達集を読んでいた経験からいたしますと、かなり整理した形でその通達集というものがつくられている、または、いたというふうに思います。

さて、一番重要なのは、前者のいわゆる業界を指導するというような形の通達というものは基本的にやめよう、これは今改めて言われる。そうすると、今一番重要なのは、前々から言われていたことであるといふことじやなくて、前々から言われていたことであるといふことには後者が重視した見直しだというふうに思つておられます。

したがつて、内容的にどこがどう違つてくるのかと言われますと、それはそのときそのときに内容は変わると思いますが、まず大きく変えなければいけないのは、そういう形式も変え、事前行政的なものから事後行政的なといふふうに私どもの考え方を変える。こういうことを重視した見直しだというふうに思つてござります。

ながら進めたいというふうに思ひます。

○西川(知)委員 具体的問題に入ります前に、そこの部分を少なくとも前の部分と同じように、もっと明らかなる形で、それこそ省令とか告示の形でそういうところも把握するといふふうにしないと、実際、金融業界はやはり依然、前と同じような体制がとられているのじやないかというふうに思つておられるのですが、その点について局長と大臣の御意見はいかがでしょうか。

○山口政府委員 西川先生、かなり実務に精通しておられますので、当然そういう御疑問あるいはそういう懸念を金融機関が持つのじやないかといふことの御指摘でござりますが、私どももその辺は十分認識してやらなければいけないと思ひます。

なぜこういうふうに通達の形を変えていくかとということにつきましては、やはり基本的な行政の手法が事前予防的なものから基本的には事後チエック的なものになるという考え方でございまして、一応私どもの考え方の基準はきちっと中で固めておくことが事後チェックの原則でありますから、そういう意味では、内部の原則でござりますから、そういう意味では、内部の原則でござります。

銀行と生保なり保険会社との間で、不動産の所有と賃貸、特に銀行については詳しい通達がございまして、不動産の空きスペース、これを第三者へ賃貸するときにはどういうふうな賃貸の仕方をしないといけないとか、こういうふうな細かい規制がありまして、銀行の方としては非常に、機動的な営業はできないといふことをいろいろと聞きます。一方、生保については例えば宅地の販売等もできるといふことで、これは少し緩目である、こんなふうに言われておるのであります。

まず、こういうふうな銀行等に対する不動産の賃貸等の規制、これを今後撤廃していくのかどうするのかといふことが一点と、生保との違いというものをこれから解消していくのかどうか。生保は資金の長期性がありますから少し違うとは思ひますが、その辺のところを具体的に、今までの見解を改正されるそうでござりますから、この辺についてどうしていくのかということをお答え願いたいと思います。

○山口政府委員 まず、私の方から銀行の営業用不動産の賃貸に関する規制について申し上げます。

これまで、営業用不動産の一部を第三者に貸す場合、これが無制限に行われますと銀行法第十二条、他業禁止に抵触するおそれがあるといふこと、いわゆるセーフ・ハーバー・ルールとして、一定の条件のもとにこれを行つておられます。

にしておりました。しかしながら、今般、金融機関の自主性と自己責任の徹底を図る観点から、こうした事前指導的な規制を廃止すべく、先般三月三十一日の閣議決定の規制緩和に盛り込みまして、これを廃止するということを決めたわけですが、ざいます。

○福田 政府委員 保険の方についてお答えいたします。

御指摘のよう、生命保険で申しますと、銀行の預金と異なりまして契約が大変長期のものでございまして、お預かりしたお金の資産運用に当たっては長期安定的な投資先が望まれるところりましては長期安定的な投資先が望まれるところでございます。そのため、不動産への資産運用でございまして、生命保険会社の運用先として適当なるものの一つとして従来から考えられてきておりまして、法令上も不動産の取得というものが資産運用の一方法として認められているわけでござります。

そういう意味で、銀行との差はその資金の性格の差にあるものと考えられるわけでござりますが、こうした事情ですので、生保会社の資産運用につきましては、不動産を取得してそれを長期に保有し、賃貸収入を得るというのが基本になるものと考えております。

デリバティブが、今度、証取法のところでもござります。また、国税庁の方でも各デリバティブの税務上の取り扱いをどうするかということについて研究も進んでおるというふうに聞きますが、デリバティブ取引について、現在どういうふうなデリバティブが行われているのかということについての大蔵当局による報告の徵収、これは現在どういうふうに行われているのか。

ある金融機関の話ですと、個別契約ごとに報告を求められるというようなことも言われておりまして、実際は、実際は、大蔵省の方から甚基本的にはそういうような個別の報告は求めてない

い」ということではないかとは思うのですけれども、その辺についで一つ確認と、さうきの、いわゆる口頭指導ではございませんが、これについても、一定期間ごとに求めればいいのだけれども、実際は個別ごとに持つてこいと。そんなことがないようにと云ふ」とも含めまして、お答えを願い

○山口政府委員 たいと思います。
現在におきましても、デリバティブ取引に係る想定元本額等を年に一回ないし二回、当局に報告することを求めております。今御指摘のような個別契約ごとに報告を求めるこ^トはしておらないということでござります。よほど何か個別にとらなければいけないような事情がある場合は、そのときは、行政上の必要性があればとることもあると思いますけれども、通常、そういう事情がないときは、この原則どおりでやらせていただきたいと思います。

○西川(知委員) それから、今度、金融機関がいわゆるクレジットデリバティブ、この取引を日本で行うことが可能かどうかということをちょっと確認したいのですが、大蔵大臣でも当局でも結構ですか、御答弁願います。

○山口政府委員 クレジットデリバティブとハラ

取引は、一般に金融機関が行い得る業務とは考えられまいし、去今二月既約な見三がない。

金融機関の業務として銀行法等の業法に明記されますが、これらは法律上明示的ない規定がないことから、リーガルリスクが払拭できないという問題があつたわけでございます。

ていいが、そういうふた懸念が払拭できるのではなか
いかといふことで、今回のシステム改革法案にお
きまして銀行法の改正法案をお願いしてございま
す。

すが、金融関連のデリバティブ取引につきましては、現状を把握しておらず、具体的な取引の内容

包括的な規定を置きました。具体的な取引の内容については、これは今度の監督庁の方と大蔵省の共同監査で見三つに二つに二つありますけれども

共同省令で規定することとしておりますけれども、今後、当該共同省令においてクレジットデリバリーによる貿易の規制を実施する場合は、その旨を明記する。

パーティ取引を明記する方向で関係省庁と協議してまいりたいというふうに考えております。

○西川(知)委員 次に、金融機関がコモディティー

デリバティブ、これの取引を行うということは可能などうかということで、多分それは業務として明確化されているということで可能ではないかと思うのですが、その点についてもちょっと確認をしたいと思います。

○山口政府委員 コモディティーデリバティブの取引につきましても、先ほど先生がお尋ねになりましたクレジットに関するデリバティブと同じように、リーガルリスクの問題がございました。したがって、これも同じように、共同省令におきまして、原資産の受け渡しを伴わない範囲においてコモディティーデリバティブ取引を明記する方向で関係省庁と協議してまいりたいというふうに考えております。

○西川(知)委員 そこで、デリバティブ取引のヘッジ等を行う場合に、公共債の空売りといふものは可能だけれども、社債の空売りはできない、そんなことを聞くわけですが、これは事実でしょうか。

○山本(晃)政府委員 お答えいたします。

社債につきましては、空売りを禁止するといふ規定はございませんけれども、国債と比較した場合、国債は大体一口otto一兆円とかという、そのくらいの規模がございます。それに対しまして、社債の場合には、この一口otto当たりの発行量といふものが、平均すると百五十億円ぐらいでございましょうか、ということで少なく、いわば流動性が限られるということから、空売りは事実上余り行われていないというふうに聞いております。特に規制はあるわけではございません。

○西川(知)委員 そこで、今ちょっと社債の話が出ましたので、ちょっとABSの話を確認したいのですが、この間もあるインベストメントバンカーと話しておりましたら、そのABSの市場といいますか、第一次の市場ができるのは非常に好ましいことだけれども、結局これが、セカンダリーマーケットがないと、これは第一次取得者が持ち切りになつて余り意味がないというようなことを言つております、これをまず整備しないこ

とには、法制だけできても余り意味ないのじゃな
いか。

今、社債の話が出まして、国債と比較した場
合、非常に流通の量が少ない、発行規模も小さい
ということで、この辺のことを私も懸念している
わけですが、この辺についてどういうふうに大蔵
省二つともおもろいと思うか。どうやうか。

省としては考へておらるるのでしょが
○山本(晃)政府委員　社債につきましては、先ほど一
口ソット当たりの発行量が少ないとさうに
申し上げましたけれども、最近では、いろいろな
規制緩和で、社債商品については、発行面では自
由化が完全に完了しております。そういうことと
もございまして、発行量の伸びとともに売買高そ
のものも増加傾向にございます。

特に、この社債の流通市場につきましては、今まで整備がおくれて、ハたわけで、一々ハ、ますけれど

も、昨年の十二月に債券決済ネットワークという
ものによって、本年二月からはノットもござ

ものができるまで、本年七月から、DVDも販売するようになったということをいたしまして、売買店につきましては、曾田貿易公司のうなぎ堂、二郎蔵へ

高そのものを増加傾向にあるといふことは説明を
しております。平成九年度は約十九兆七千億円の

売買高でございまして、対前年度比で九%の増加といたします。

今後は、今ちょっとお話を出ましたけれども、S P Cが発行するこの特定社債、A B Sを含めま

して市場規模がさらに拡大するというふうに見込まれることから、こうした傾向は続いていくので

はないかというふうに私どもは考えております。
○西川(知)委員 そこで、もう一つだけ確認なん

ですが、A B Sの販売ということについて、これは銀行とかほかの金融機関、これも可能になるの

○山本(晃)政府委員 お答えいたします。

いわゆるABSにはさまざまなものがございまして、例えば貸付債権譲り受け受益証券などのABS

は現在でも銀行等の金融機関が取り扱うことがで
きることになります。

きることとされておりま
今回、御提案申し上げております SPC 法の制
定等に伴いまして、この法律に基づいて発行され

ます指名金銭債権を裏づけるとするABSS等につきましては、銀行・保険会社等の金融機関による取り扱いというものが認められるということになるわけでございます。

具体的には、今回のそのSPCの関連整備法によります証取法六十五条二項の改正によりまして、この規定は九月一日から一応可能にしたいということで今御提案を申し上げているところでございます。

○西川(知)委員 ちょっとほかの質問でございまして、この規定は九月一日から一応可能にしたいということとで今御提案を申し上げているところでございます。

○西川(知)委員 ちょっとほかの質問でございまして、この規定は九月一日から一応可能にしたいということとで今御提案を申し上げているところでございます。

それで、それを中立的な立場でチェックするといふ考え方がある。しかし、その立場で、保険業法のときも認可制というのを残していただいだのです。

ただ、保険部長が申し上げたように、例えば企業間のもののようなものとか、あるいは定期化したもの、どこかがもうやつてはいるようなものといふのはケースによってはどんどん届け出制へ移すとかいうことで、そこはやや過剰な関与はなくしていくという考え方ではないだろうかというふうに私は感じております。

○福田政府委員 申しわけございません。先ほど、答弁でちょっと間違えたことを申し上げました。

生命保険の方の、既に届け出に移行している商品として団体保険と申しましたが、正確には団体年金保険でございますので、おわび申し上げます。

○西川(知)委員 一つだけ確認なんですが、折、私のいろいろな昔の経験によりますと、届け出といつても、届け出を受理しない、内容がいいというまでは受理しないというようなこともございましたが、その点は今後ないということだけはちょっと、これは全体の話ですから、大蔵大臣の方からお答え願えますか。

○松永国務大臣 私は、保険の方は余り知りませんけれども、一般的に言って、形式が整つておれば受理するというのが役所としては当然のことではないか、こう思つております。

○西川(知)委員 保険約款の話が出来ました。そこで、銀行取引書、銀行の方ですけれども、これは、銀行取引を始めるときには必ずこちらから差し入れるという形で、もう典型的なフォームは全銀協でてきておりまして、それを変えようとしそうなものなら取引はできない。そして、書いてあることが、一方的に銀行に有利なことばかり書いてある。いつでも好きなことを銀行はできるということが書いてあるということは、大臣も何

回がお読みになつたことだと思いますが、これが今、全銀協の方でも、これではちょっとあれなので、改正をしていくこというふうな動きがあると思うのです。

大臣、今ままの約定書の内容によりますと、これは、それこそ一銭も貸さないで、ちょっと貸したらいろいろな担保をとれて、そしていつでも期限の利益を喪失させて、全額を返してもらうといふようなこともできかねないというような約定が入つておるわけで、これが現実的に、社会的にも大きな問題になつてくるのだと思うのです。

その辺について、大臣としてはどういうふうにお考見をお伺いしたいと思います。

○松永国務大臣 私は、銀行の約款などというのを見たことがありますよ。取引したことはあります

まだ、一般論からいえば新しい時代でございますから、やはり、消費者すなわち預金者が不利にならぬよう公正な約款になるべきだと思いますが、何でも全銀協の方でその点については検討しておるというふうに聞いております。

○西川(知)委員 保険約款もそうとして、私も保険約款というのは何度も読んだことがあります。それでも、みんな読まない。大蔵大臣も、実は約款を差し入れていらっしゃるはずなのですけれども、みな読まない。大蔵大臣も、実は約款についても読まないといふことです。

○西川(知)委員 保険約款の話が出来ました。そこで、銀行取引書、銀行の方ですけれども、これは、銀行取引を始めるときには必ずこちらから差し入れるといふこと、もう典型的なフォームは全銀協でてきておりまして、それを変えようとしそうなものなら取引はできない。そして、書いてあることが、一方的に銀行に有利なことばかり書いてある。いつでも好きなことを銀行はできるということが書いてあるということは、大臣も何

ころに介入すべきかということについて、若干今まで感じが違つたのではないかと思う。消費者とかそういう立場の弱い一般国民がこういう約款なんかを締結するというときに、公正な、いわゆる平等な立場での約款にすべきだ、逆にそういうような指導というものはあつてもいい。ほかのいろいろの商売に口を出すという指導はない方がいいですけれども、そういう消費者を守る、一般国民の権利を保護する、不當に金融機関が有利な状況に立つような約款でござりますからそういうことがないよう、ひとつそういうことは指導していくべきだといふふうに思うので、これは山口銀行局長と福田保険部長に、ちょっと確認でお答え

いたいと思います。

○山口政府委員 私どもも、行政の力点といつうのを、業界の秩序の維持とかあるいはそれを通じた信用不安を起こさないための仕組みづくりといふものからもう少し広げ、消費者等を視野に入れた公平な観点から行政を行っていくという方向に努めてまいりたいといふふうに考えておる次第でございます。

○福田政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、まさに保険商品の場合は認可制が残つているというのも、そういう事情もございまして、例えば保険業法の商品の認可基準の中に、契約者等の保護に欠けるおそれのないことという項目、あるいは保険契約者の権利義務その他保険契約の内容が、保険契約者等にとって明確かつ平易に定められたものであることなど、これらも認可基準でござります。

○西川(知)委員 保険約款もそうとして、私も保険約款については消費者保護上問題ないかどうかといふ観點から認可制のものでチェックをしてまつたわけございますが、ただ、平易かどうかといふことも含めまして、やはりこれからもできるだけ改善すべき事柄、課題であるといふに認識をしております。

○西川(知)委員 個別の問題はまだたくさんあるのですけれどもこれだけにしまして、最後に大臣、私は、この間の質問のときに、早期は正措置、銀行ですね、金融機関、これについて御質問をしました。

そのときには、三つの査定がある。一つは金融機関自身が自己の方法によって自己査定をする。それからもう一つは外部監査をやる。そのときに私は、日本公認会計士協会が出している実務指針といたるものがある。また今度は、金融検査についての、これは九年三月五日ですけれども、検査部の「資産査定について」というものがある。この三つがどうもその整合性がよくわからないということで、これについてこの間、大臣に、ぜひこの文書は簡単でございますからお読みになつて、そして次の機会にその三つの整合性について御説明をお伺いしたいということを申し上げておいたと思います。

○山口政府委員 この三つの査定というのは、確かにそういう考え方方は合つておると思います。その三つの関係、どういうふうに整合性を保つか、ちょっとお答え願いたいのです。

○西川(知)委員 まず、一番目の金融機関自身の査定といううのを、これまで、この辺について大臣、読まれて、そしてその三つの関係、どういうふうに整合性を保つか、ちょっとお答え願いたいのです。

○山口政府委員 この三つの査定については、確かにそういう考え方方は合つておると思います。それで、この辺について大臣、読まれて、そしてその三つの関係、どういうふうに整合性を保つか、ちょっとお答え願いたいのです。

○西川(知)委員 まず、一番目の金融機関自身の査定といううのを、これまで、この辺について大臣、読まれて、そしてその三つの関係、どういうふうに整合性を保つか、ちょっとお答え願いたいのです。

○西川(知)委員 まず、一番目の金融機関自身の査定といううのを、これまで、この辺について大臣、読まれて、そしてその三つの関係、どういうふうに整合性を保つか、ちょっとお答え願いたいのです。

۱۰

○谷口委員　これはもうかなり私は厳しい状況になつておるのではないかというふうに思います。前国会、以前からこの議論の中でも、さつき私が申し上げましたように、論理矛盾を起こすようなことになつて、要するにあれはいけるのか、こ

くこれは預金保険の対象にするというようなお話をございましたので、そういう状況を十分勘案してこれはやらざるを得ないわけですが、新しい大蔵大臣も、そういうことで、これは預金保険の対象だというようにおつしやったわけでござりますので、そのように受け取らせていただきたいというふうに思います。

そこで、次は、この金融システム改革閣僚会議でございまして、

それでは、もう少し、この会議の流れをどうぞお聞きください。まず、尾参考人の方からお話を伺いたいと思いますが、先日参考人の方に来ていただきました。ただいまいろいろなお話を伺いましたが、その折に、私がおもろいなと思ったのは、池尾参考人がおっしゃったんですが、我が国の金融改革は欧米に比べると一周おくれだ、一周おくれで走っているんだがしかしおくれているということがわからない、こういうような表現をされたわけであります。新しい東をつくるのに旧来の東をほぐさなければいけない、アンバンドリングというようにおっしゃいました。欧米では八〇年代から九〇年代にこのようなことが行われた、今我が国はアンバンドリングを行つていて、いろんなお話を伺いました。

その折に、金融というのはドッグイヤーで計算しなければいけないものだと。ドッグイヤーといふのは、人間の一年は犬の六年間ぐらいになるようですね、そのくらい速く、どんどんどんどん融状況が激変しておる。そういうような激変した

環境に合わせていくというのは、これは大変な状況で、我が国が、今ビッグバンということでこの四月から始まつておるわけでござりますが、そういう状況の中で、欧米に合わせていかなければいけない、しかし一方で欧米は今我が國以上に進んでおる、ですから永遠になかなか追いつくことができないかぬ、このように考えておるところでございます。

だから、この我が国の金融機関、金融を取り巻く環境の中で欧米に伍して戦っていくためには、大変な金融状況の激変が必要なんだろうというようなことで、今回のこの金融システム関連法案は、十分とは言えないのでこれはやつていかなればいかぬ、このように考えておるところでございます。

それで、個別の問題に入つてまいりたいわけでございますが、まず初めに、SPCについてお伺いいたしたいというふうに思います。

このSPCというのは、商法上の法人とは異なつて、この法案に基づき設立された特定資産の流動化のみを業務内容とする法人である、取締役は一名以上で設立ができ、最低資本金は三百万円以上、現行は一千万円以上でござりますので、簡略化されて設立ができるというふうなことのようでございます。また、株式型と債券型とがある、優先出資証券と特定社債券、またCP等があるというようなことでございまして、不良債権を債券化するというふうなことのようでございます。

それで、まず初めに、このSPC、特定目的会社についてお聞きしたいわけでございます。金融機関が不良債権を持つておる、この不良債権をSPCに販売しますね、SPCはそれを証券化する、こういうような流れになるんだろうと思いますが、金融機関とSPCの間は、金融機関から貸すところのSPCというのは果たして連結の対象となるのかどうか、これをまず初めにお聞きいたしたいと思います。

は、昨年の六月に、企業会計審議会の方から、連結財務諸表制度の見直しに関する意見書が公表されたわけでございます。この中で、いわゆるの連結の範囲につきましては、親会社に意思決定権機関を支配している会社及び会社に準する事業体がこれに含まれるということとされたところでござります。

御指摘の、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案に定めますこのSPC、これは株式会社ではないために、この連結財務諸表制度における会社に準する事業体に含まれるのかどうかということが問題になるわけでございます。この点につきましては、国際的にも会計実務上議論が行われているところでもございますので、我が国における取り扱いにつきましては、この法案の御審議も踏まえまして、今後具体的に検討してまいりたいというふうに考えております。

○谷口委員 [委員長退席、坂井委員長代理着席] 金融機関がありますね、金融機関が

SPCを持ったままであるといふような場合もござる
じるでしようし、仮にまた金融機関が、その親会社の方
社の方がその証券化されたものをまた取得すると
いうようになつて、この一連の行為で見る
と、これは一つの、この金融機関本体をきれいに
すると申しますか、損出しするというかといふう
うな形に使われはしないのか。本来の目的から逸
脱した形でSPCが使われるというようなことが
行われはしないのか。

私が今申し上げたのは、一連の内部取引みたいな
ものが、一応外部を通じて、外部を通じてと申
しますが、外部に売却したみたいな形になつてお
るが、一連の行為を見るとこれは内部取引ではな
いのか、このようなことが行われはしないのかと
いうことについてお聞きいたしたいと思います。

○山口政府委員　かなりSPC法の本質の部分の議論だと私も思います。

不良債権を持つておる、この不良債権をS.P.C.に、先ほども申し上げたように売却する。仮にこのS.P.C.が連結対象に入らないということになると、このある金融機関が持つておる不良債権を、十か二十か三十かわかりませんがS.P.C.になんばんなんばん譲渡していく。そうしていくと、御存じのとおり、今回の中にも入つておりますと、企業は今まで財務諸表のディスクロージャーは個別ベースでございましたが、今回連結ベースになるわけでございまして、この個別単体の今までの金融機関では不良債権を持つておったところがこれをS.P.C.に元却する、これが連結対象に入つておらないということになりますと、この融機関は形の上ではきれいになつたというとなるわけであります。それが要するにこのS.P.C.の方に行つて、これを債券化、証券化して販売するわけでありますが、なかなか売れない可能性性がある。不良債権のこととありますので、不良産、なかなか価格を下げないとマーケットで販

銀行が、結局その連結ベースのものからオフバランス化するための手段なんですね。したがって、連結されてしまうとまず余り意味がない。自分の右手から左手に移したという感じになるだけで自分の体には違いない、こんな感じになります。

そうした上で、今度はそのオフバランス化したもの、つまり他人に渡したもの、他人に渡したものとのリスクを自分が最後にとってしまう。例えれば、先ほど先生がおっしゃいました、デット部門とエクイティ部分がある、エクイティ部分がかなりリスクが高うございます、この分をみんな引き受けますというようなことをすれば、これはまた意味がないんです。つまり、リスクを遮断されたものがリスクが遮断されていないということになります。したがって、その場合は、B-I-Sであります。それは認めないので。つまり、一〇〇%それリスクとして乗せなきゃいけないというふうに思われるわけです。

したがって、理想型としては、完全にオフバランス

ンスして他人様に渡し、それでそれ自体がファイナンスを受けて、それで事業を、あるいはキャッシュフローを得るということにならなければなりません。

したがいまして、その内部取引的なものが一時疎開的に使われるとかいうことになつても、それは企業会計上も意味のないことになりますし、B-I-S上もそういう取り扱いをするわけでございますので、本当にこのSPCにおけるABSというものが意味あるためには、そういう形をきつちりと必要があるということです。

○谷口委員 今おっしゃったのは理解できるのですが、従来、抵当証券というのがございました。あの仕組みとこのSPCはちょっと似ているのですね。

おっしゃるように、エクイティ部分については損が発生します。確定ではありませんので、これは利益が出たり損が出たりするわけであります。デットの部分は、社債でやっている部分については、これは確定利回りがありますから問題ないわけですが、優先出資証券の場合には、企業収益の結果、下がつたり上がつたりするわけでございますので、そういうような問題が起こります。例の、先ほど申し上げたスキームが抵当証券のスキームに似ているわけでございまして、法律的な問題がないわけですよ。優先出資証券というものは出資なので、そのリスクを負つて出資するわけですから。

しかし、それが大きな社会的な問題に陥つた場合に、すべてが損ばかり出る、至るところで損が出るといった場合に、それに対する補償と申しますが、損失補てんみたいなものを社会的に出資者が求めるというような事態、これは法律的に私はおかしいと思いますが、このような事態も考えられないのかというように思つておられるわけでございます。これについてお考えをお願いいたしたいと思います。

○山口政府委員 先生のイメージしておられる懸念というのは私もわかる気がしますが、ただ、S

PCに資産を譲渡するときに、適正な価格で時価評価され渡つておれば、それはもう不良債権でも何でもないのです。それに見合つたボンドである家としては何も不良債権に投資するわけでも何でもないわけでございますので、そうした形でこのSPCが使われませんと、先生がおっしゃいましたように、何か損を外に散らしだけで解決しようと、それはマーケットが受け付けません。それはマーケットとして育たない。そうすると、そういったものはできない、こういうことだと思うわけでございます。

しかも、ディスクロージャーをまたSPC自身も十分にやることにしておりますので、結局、市場が不良債権あるいは担保不動産を時価に評価し直して、それを通常の取引に乗せててしまう、こういうふうに私どもとしては理解をしたいところでございます。

○谷口委員 おっしゃるとおりなんですが、現実の問題として、これはマーケットがまだ育つてないのですね。私が申し上げましたように、企業というか銀行が、いろいろ思惑、企業でございますので収益を追求するわけでござりますね。先ほども申し上げましたように、不良債権を出ししたいとか、外債券を発行するという意味がなくなるわけでございますので、こちらでなければいけないとかいうことを申し上げたような形にして、連結からも外す。一部に一應出した形にしたいというためにこのSPCを利用して、一連の取引を内部取引、先ほども申し上げたような形にして、連結からも外す。一定形の上ではきれいになつたというような形で分割して、それに見合つた、適正価格に見合つた債券を発行するという意味がなくなるわけでございますので、こちらでなければいけないとかいうことを申し上げて、それを売却する側にとってみれば、連結ベースであります。ですから、資金調達コストを低減をしたいと申しますので、増資をするというようなことはできないと思つて増資をするというようなことはできないと思つて御見解をお願いいたしたいと思います。

○谷口委員 SPCをつくりますね、SPCをつくって、その後増資はできないのですね、増資は。ですから、資金調達コストを低減をしたいと思つて増資をするというようなことはできないといふように聞いておるわけでございますが、これについて御見解をお願いいたしたいと思います。

○山口政府委員 初からこういう計画を立ててということで、投資家が投資をしていただくわけでございますので、その内容を置きかえるという意味での増資等はできないというものです。

○谷口委員 ちょっと何か意味がわからなかつたのですが。

これは増資を認めてもいいのではないかという

生じないわけでございます。

我々は九割という要件をつくりましたけれども、それは、内部留保をせずにどんどん外に、まさに配当していただくのが本質であろう、そこに着目してこの要件を決めたものでございます。したがいまして、九割以上配当していただくながら差し支えない、こういうふうに考えておるわけでございます。

○谷口委員 時間が参りましたので、これで終わらいたいと思いますが、今までに主税局長おっしゃったように、これは二重課税の問題だと思うんですね。税制全体から見ると、こういうことで若干理解しにくい問題であるというように申し上げて、私の質問を終わりたいというように思います。

○坂井委員長代理 次に、佐々木陸海君。

○佐々木(陸)委員 まず初めに、前回の質問に引き続いて、金融消費者保護施策、特に統一的消費者信用保護法の問題についてお聞きをしたいと思います。

私は前回の質問で、昨年六月の金制調答申が、銀行消費者ローンの利用者保護など消費者信用保護の諸施策として、九七年度中に結論を得て、速やかに所要の措置を講ずることが望ましいとして、その際に、欧米の統一的な消費者信用保護法のような法制の構築を視野に入れ検討すべきとうふうにしていたことを指摘いたしました。そして、答申が九七年度中に結論を得るとしていたこの問題の具体化がどうなっているかということを質問したつもりであります。質問には全く正面から答えていないものであります。約款の見直しは、答申が、消費者信用保護施策の検討とは別に起きておりました。質問には全く正面から答えていないものであります。約款の見直しは、答申が、消費者信用保護施策の検討とは別に起きておりました。質問には全く正面から答えていないものであります。約款の見直しは、答申が、消費者信用保護施策の検討とは別に起きておりました。質問には全く正面から答えていないものであります。もう

一つの答申で言つた信用情報保護の問題も、答申が消費者信用保護施策として具体的に三つ述べてあるうちの一つにすぎません。だから、これでは

答申したことにならないわけであります。

私が特に問題にしておるのは、バブルの時期の銀行の行動が引き起こした消費者被害から教訓を

その具体化を求めていたじゃないかという点であります。

改めてお聞きしますけれども、答申が求めていれる銀行に対する行為規制の具体化と、統一的な消費者信用保護法の検討はどうなっているのか、その点についてきちんと答えていただきたいと思います。

○山口政府委員 センダツでも、先生からいろいろ御意見をちょうだいいたしました。

私どもの行政も、こういった、消費者の方に目を向けた行政を志向しているということは十分におわかりいただけたと思います。

現在お示しております法律におきましても、

細かいことは、もし必要であればまた御紹介しま

すが、消費者のための種々の施策を織り込んでお

ります。したがいまして、現実問題として、ま

ず、消費者にどう対応していくべきかということ

を私どもは真剣に考え、対応をしているわけでござります。

確かに、金融制度調査会においては、「九七年

度中に結論を得」と書いてあり、また、消費者

信用保護法のようによく、法制を構築することを

視野に入れて検討する、視野に入れてといふこと

でありますので、必ずしも九七年度中につくれと

は書いていない。こういう言いわけをしようとは思つておるわけではありませんけれども、確かに、

統一的な消費者のための信用保護の仕組みという

のは、アメリカにありますし、ヨーロッパにもイギリスもあります。言ってみれば、私どもが所

管しております貸金業法のような規定がずっと並

んでいるような認識を持つております。

これはこれで貸金業法の方で規制しておりますけれども、あと消費者信用となりますと、先生おっしゃった銀行それから割賦販売、ローン、いか

かという点であります。そして、金制調答申が銀行に対する行為規制が必要ではなくいかという点であります。そこで、金制調答申が

その必要を認めて、期限を九七年度中に区切ってその具体化を求めていたじゃないかという点であります。

改めてお聞きしますけれども、答申が求めていれる銀行に対する行為規制の具体化と、統一的な消費者信用保護法の検討はどうなっているのか、その点についてきちんと答えていただきたいと思います。

○佐々木(陸)委員 今回の法案で具体化している問題については、後でお聞きします。

しかしあくまで、この統一的な信用保護法というようなものをつくるという方向は、視野に入れてということだからまともには検討していないといふことに、この問題については尽きるところです。

○佐々木(陸)委員 今回の法案で具体化している問題については、後でお聞きします。

しかしながら、銀行に対する規制、消費者信用保護法の整備についての答申は、昨年六月が初めてじゃありません。

しかし、銀行に対する規制、消費者信用保護法の整備についての答申は、昨年六月が初めてじゃありません。

一九七九年の金制調答申でも、銀行取引の適正化ということを上げて、各国の立法状況にかんがみると、我が国では整備が進んでいるとは言えないと、今は急速に具体的な検討が行われる必要があると

いうことを求められておりました。

確かに、金融制度調査会においては、「九七年

度中に結論を得」と書いてあり、また、消費者

信用保護法のようによく、法制を構築することを

視野に入れて検討する、視野に入れてといふこと

でありますので、必ずしも九七年度中につくれと

は書いていない。こういう言いわけをしようとは思つておるわけではありませんけれども、確かに、

統一的な消費者のための信用保護の仕組みという

のは、アメリカにありますし、ヨーロッパにもイギリスもあります。言ってみれば、私どもが所

管しております貸金業法のような規定がずっと並

いとおもいます。だから、そのために、八〇年代半ば以降の金融自由化の中で、銀行融資をめぐる被害が続出したわけであります。

国民生活センターに寄せられている銀行取引に関する相談件数は、近年ではバブル以降の三倍以上になっている。銀行融資をめぐり、変額保険でいろいろございます。そういうたとのの各種態勢を機的にやつていくことは、もちろん視野に入れて考えていかなければいけませんけれども、現実に起きていることにまず対処していくということのためにも、例えば約款の見直しとか信用情報の検討とかいうことあわせて、今回の法案にも説明義務を入れられるとか、消費者のためのいろいろなセーフティーネットを整備するとかいうことをおわかりいただけてあります。

○佐々木(陸)委員 今回の法案で具体化している問題については、後でお聞きします。

しかしながら、この統一的な信用保護法というようなものをつくるという方向は、視野に入れてということだからまともには検討していないといふことに、この問題については尽きるところです。

○佐々木(陸)委員 今回の法案で具体化している問題については、後でお聞きします。

しかしながら、銀行に対する規制、消費者信用保護法の整備についての答申は、昨年六月が初めてじゃありません。

しかし、銀行に対する規制、消費者信用保護法の整備についての答申は、昨年六月が初めてじゃありません。

一九七九年の金制調答申でも、銀行取引の適正化ということを上げて、各国の立法状況にかんがみると、我が国では整備が進んでいるとは言えないと、今は急速に具体的な検討が行われる必要があると

いうことを求められておりました。

確かに、金融制度調査会においては、「九七年

度中に結論を得」と書いてあり、また、消費者

信用保護法のようによく、法制を構築することを

視野に入れて検討する、視野に入れてといふこと

でありますので、必ずしも九七年度中につくれと

は書いていない。こういう言いわけをしようとは思つておるわけではありませんけれども、確かに、

統一的な消費者のための信用保護の仕組みという

のは、アメリカにありますし、ヨーロッパにもイギリスもあります。言ってみれば、私どもが所

管しております貸金業法のような規定がずっと並

いとおもいます。だからといって、先生がおっしゃる問題点を看

過していいとは言いません。業態によってどうい

う対応をすれば一番エンフォースメントができるか、実効性が上がるかということを十分念頭に置いてきながら検討していくみたいというふうに思つております。

[坂井委員長代理退席、委員長着席]
○佐々木(陸)委員 それでは答弁にならぬわけです。

要だということを私は言つてゐるわけでして、大臣、どうですか、こういう立法化を進めるといふ方向にあなたは踏み切れませんか。

○松永国務大臣 消費者信用保護の諸施策のうちで、この信用情報の保護については、現在……

(佐々木(陸)委員 「それはもう聞きました」と呼ぶ) 聞いたのですか。では、答弁は必要ないのでありますか。(佐々木(陸)委員 「こういう立法化を進めらるかどうかを聞いていいのですよ」と呼ぶ) そのことについてこれから申し上げようと思つていいたわけなんです。(佐々木(陸)委員 「では、簡単に述べてください」と呼ぶ)

統一的な消費者信用保護法、これは「きまつしては、前に言うべきことは省略いたしますが、いろいろの取り組みを踏まえてさらに検討を深めていく必要がある。その際、欧米の統一的消費者保護法のように、消費者信用を行うすべての業態に横断的に適用される法制度を構築することも選択肢の一つとして現在検討を進めているところでございます。

○佐々木(陸)委員 そんなどとでは困るわけですか
けれども。

それでは、今回の法案の中でできる限り消費保護の規定を盛り込んだというので、その中身を少し検討させてもらいたいと思うのです。

思うに、バブル以来の銀行の振る舞いが提起している問題として、銀行の過剰融資への規制、取り立て行為への規制、それから投資勧誘行為への規制、こういうものを含んだ行為規制が私は必要だというふうに思いますが、こういうもの

は今回の改正では盛り込まれていません。個別の業法でできる限り対応していくことのだったり、こういうものも銀行法の改正の中に本来は盛り込まれなければならぬはずだと私は思うのです。

いるのですよ。
銀行の行為を、法律じゃなくて通達で規制する
という現行法の仕組み、銀行被害がそれによつて
随分生まれてきた。今の法形式では、違反があつ

はすだと思い込むかもしれないということです。認を防止する必要があります。そういうしたことなどを具体的に省令で書いていきたいというふうに考えておる次第でござります。

ても、それは行政处分の対象にはなるけれども、しかし司法上の効果は全然及ばないということになりますよ。だから、消費者センターの相

○佐々木(陸)委員 極めてありきたりのことしかおつしやらないのですけれども、では、どういふ場合に説明義務違反となるのか具体的に聞きたい。

とがあつてはならないと思います。そうした場合におきましては、その銀行に、例えば融資体制にどういう問題があるのかということを検討し、それを是正してもらうということで対応をしていくわけでござります。

例えば、今先生過乗融資とか取り立てとまではしゃいました。では、過剰かどうかということを一件一件行為規制としてやつた場合に、これはお客様さんが貸してくれと言つたから貸したんだよというだけだつたら、では過剰いやないのかといふうなことになつてしまします。だから、銀行にとってみると、やはり全体として、相手が貸してくれと言つても貸さぬも親切という場合もあるでしょうし、そういつたことのビヘービアとしてどうかということをやはりきつちり見ていくといふことが、少なくともこれまで有効であつたと思ひます。

議員の方なんかにも聞きますと、銀行被害は相談を受けても解決が大変難しい、銀行が約款と契約書を盾に非を認めないで、裁判に持ち込む。銀行は、現行法では裁判に持ち込めば勝てると思ってるというわけです。これが現実の姿なんですよ。だから、銀行局長は前回の答弁の中で、銀行が悪い対応をすれば評判が悪くなるから、よい対応をするというようなことを言わされましたけれども、そんな単純な現実じゃないのですよ、実際の問題は、だから、今必要なことは、銀行への厳格な行為規制を法定化すること、違反行為に重い罰則を付与すること、その上で、規制違反に対しても契約解除権や損害賠償請求権などの司法上の効果を付与すること。これは、当面、銀行法の改正でも本法をめたいというふうに思うのです。

四月から改正外為法が施行されて、その意味ではビッグバンが始まったわけですが、いろいろなマスコミで外貨預金が国内預金に比べて非常に利回りが高いという宣伝をされております。ここにある外資銀行が外貨預金を勧めるパンフレットがあります。フリー・ダイヤルに電話して資料を送ってくれと言えば、直ちにこのパンフレットが郵送されてまいります。ここには口座開設申込書が最初からついておりまして、「郵送でカンタンにお申し込み!」と書いてあります。超低金利時代のいま、最も注目を集めている外貨預金。まずは一ヶ月定期からどうぞ気軽に始めてみてください」と書いてある。ここで必要な事項を書いて郵送すれば、それでもう口座ができるわけですよ。たたら、銀行から電話一本で資料を取り寄せれば口座が開設できるということになつてゐるわけです。

た預金者や顧客への説明義務規定というのがあります、それについて聞きたいと思います。この規定が実効性を発揮するかどうかという問題を聞きしたいと思います。

しかし、言うまでもなく、外貨預金には為替口
スクがあり、円高になれば元本割れになります。
確かにこのパンフレットの中には為替リスクのア

この銀行法第十二条の二の規定では、政令で定められたところにより、顧客への説明や適切、健全な運営確保の措置を講ずるというふうになっていますけれども、政令ではどんな規定を考えているのでしょうか。

○山口政府委員 例えば、銀行等による投資信託等のリスクのある商品の取り扱いが可能となりますが。この商品は、ある意味では元本保証がないわけですから、よく説明しませんと、お客様は、銀行で売ったのだからこれは元本が保証されていて

とも触れてあります。しかし、このパンフレットを郵送されて読んだ、そして申し込みをしたところで、銀行は既に為替リスクの説明義務をどうかという問題がありますね。

それからまた、この銀行は、一番最後に小さな字で書いてあるのですが、預金残高が三十万以上になると、その預金者からは月々消費税込みで五十円の口座維持手数料をいただきますよといふことが一番最後に小さな字で書いてあるのです。

これに気づかず申し込んでしまって、一ヵ月後
に千五十円引き落とされていた、これは何だとい
うことになった場合も、よく読まなかつた預金者
の方の責任になるのかという問題があります。
こういう基本的なクレジットの場合で、銀行去るに落

とリスクについて、それから書面交付の義務、契約の重要な事項の告知義務、最大限のリスクの説明義務、消費者が商品とリスクについて理解したことを確認する義務、適合性原則遵守の義務、事後的な助言義務などをきちんと義務づけることが私には必要だと思うのです。

し上げなければならぬと思うのです。今の金融銀行
政に欠けているのは、金融取引での現実の消費者
の立場をしっかりと踏まえることだというふうに
私は思ひます。

うふうに私は感じます。

○佐々木(陸)委員 今お聞きしたのは、何もかも法律で縛るというようなことをお聞きしたのではなくて、工業製品でも今賣い手注意から売り手注意というふうに転換している。だから、もつとわかりにくくとも含む金融商品では売り手注意へ

せんと書いてあるところで既に十分に果たされたということになるのでしょうか、ならないのでしょうか。

○山口政府委員 今先生いろいろな義務を教えていただきましたが、物によるのではないかと思ひます。例えば一年の定期預金にそういう義務が必ずある必要があるのかということになると、それは違うと思います。しかし、かなりリスクの高い商品である、あるいはみんなが余り知らない要素を含んでいる商品だということになりますと、そういうものはかなり厳しく要求されると思います。

いずれにせよ、そういう御意見もいろいろ参考にしながら検討していきたいと思つております。

な線で、説明義務、すなわち大事な情報をきちんと相手に伝えるべく努力をしてあればそれはよろしかろうと思います。

○佐々木(陸)委員 銀行法第十二条の二で規定した義務に違反した場合罰則はないのです。違反は行政処分の対象になるだけということであります。だから、説明義務規定を法定化しても、大蔵省が大蔵省としてこの違法行為をきちんと摘要発表

切為替リスクを説明しないと困りますので、それでいいと言つてゐるわけではありませんけれども、そういうふうなことではないでしょうか。非

なければ、これは全く空文になってしまふわけです。消費者個々がその問題をどうこうすることができるないです。

これまで銀行が違法行為をしても大蔵省は私たちから見ると厳正な対処をしてこなかつた。例

どうかという問題は、それはあるかもしません。

えは変額保険では銀行が保険の勧説をした。明確な銀行の他業禁止規定違反だけれども、しかし、大蔵省は銀行法違反として摘発したことは一度もないし、それどころか銀行による勧説の事実さえさ

これから本当に元本割れの商品やハイリスクの商品がどんどん出回るということになるわけで

これまで認めようともしてこなかつたわけであります。
ですから、本当にこういう規定が盛り込まれたからといって消費者大丈夫だというようなことが

いうのですけれども、しかし、例えば商品の内容

これまで認めようともしてこなかったわけであります。
ですから、本当にこういう規定が盛り込まれたからといって消費者大丈夫だというようなことが言えるようなものでは全然ないと私ははつきりります。

いったことで運営されていくのが少なくとも自由主義経済のもとにおける金融商品の売買であろう
というふうに私は思います。

道内の多くの預金者だけでなく、優良な企業の保護はされている、これで一つ不安要因が整理されたと。まるでつぶれたのがよかつたかのようなコメントを当日されておられるわけでござりますが、しかし、やはり拓銀という地域のメインのバ

午後零時三十八分休憩

○村上委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

○横路真貴 金融システム改革のための関係法律の整備に関連してちょっとお尋ねをしたいと思います。

明治二十二年一月二十日付鉄道省西日本鐵道局

方薦省のお石車部の方といつたり会食で顔を合わせたことがあるのです。そのときに、いや、大変な事態が二二三、二二四では、いつ、二

な事愈大よと言いましたら、その方はいやこれは市場の選択なんだ、これがピッグバンですよ

ということを言われて、こちらの方がひっくりしたのですけれども、橋本総理もこのときに記者団

にこういうコメントをされているのですね。北海道内の多くの預金者だけでなく、優良な企業の保

護はされている、これで一つ不安要因が整理されたと。まるでつぶれたのがよかつたかのようなコ

メントを当口されておられるわけぢやござりますが、しかし、やはり拓銀という地域のメインのバ

ンクが倒産するということの影響は大変大きいわけですがございまして、経済はその後大変混乱をしております。

最近の民間の調査ですと、一九九七年度の倒産件数が対前年で三〇%増の一千十九件、金額でも見ますと四・七倍の一兆三千六百三十億ということになつておるわけでござりますが、拓銀の倒産がら今までの状況をどのように大蔵省として見ておられるのか、まずそのところからお話を伺いたいと思います。

が、特に感じますことは、ことしになりますて、金融機関が破綻した場合の預金者保護を中心とした破綻処理の仕組みが国会で成立をいたしました。そしてまた、日本の金融システムを強化、安定させるための仕組みもできました。そういった仕組みができる前のことでありましただけに、余計地域の経済界の人は心配があつただろう、こういうふうに思うわけであります。

しかしその後、新しい仕組みができてから、その仕組みも活用しながら、できる限り地域の人の迷惑が少なくなるよう、そして少しでも地域の人の経済が立ち直るようについてで、いろいろな措置はしておりますわけであります。

行、北海道を中心とした銀行が破綻をしたこと、それからまた関西方面で一、二の銀行が破綻をしたこと、その影響でどうも北海道地区と関東西地区の方が金融の関係では非常な苦労をしているというのは事実のようであります。それを念頭に置きながら、大蔵省としても、預金保険機構等と連絡をとりながら善後処理には一生懸命努力をして

○横路委員 拓銀などが倒産して、この影響の大きさでその後の対応策が出てきたということも言えるわけですけれども、金融ビッグバンという場面詳しいことは、後で局長から必要に応じて答弁させます。

合に、やはり現状の日本経済とか国民生活がどういう金融・証券市場というものを必要としているのか、その辺のところを明らかにするということだがとても大事だったと思うのですね。地域の金融でありますとか中小企業の金融というのがこの間ないがしろにされてきたと言えるのではないかと思うのですけれども、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○松永国務大臣 これは、横路委員、私は実はそ

の方面の知識のそれはどある男じやないわけではありませんが、まず、言葉が先行したような感じを私は持つておるのです。しかしながら、世界の流れでもあるわけであります。

の金融機関といふものは、金融活動の分野も自由化が進むにつれて前提として、也感

たゞ、先生よく御存じのようだ、不良債権処理

をするといつても、体力がなければなかなかできません。地域経済が回復しないとそれがおくれると、いう要素もあります。折銀としてはかなり努力はしたつもりだと思います。私どもに言わせると、もう少し頑張ってもらいたいという気持ちは常々ありますね。あつたわけでござりますが。

ただ、私がちょうど局長になつてから後でござりますが、ひとつ道銀と合併してリストラ合併で生き残りを図ろうという努力をしたわけでござりますけれども、しかし、不良債権の存在といふも

のが両者の認識の違いとなつて表面化いたしました。その結果、合併話が延期された。延期されたことによつて、今度は市場の方が非常にマイナスの評価をいたしました。そこで、コール市場からお金がとれなくなつたという実態で非常に私は残念だったんでござりますけれども、そういう事能に立ち至つたということをございます。私どもも

拓銀の北海道における位置というものを非常に重視しておりましたので、何とか拓銀に立ち直ってもらいたいとは思つておりましたけれども、私どもの指導も十分じゃなかつたのかもしれませんが、その効果が十分にあらわれる前に破綻をしてしまつた、こういうことでござります。

○横路委員 これから検査の体制、人材の養成でありますとか人員の面でも強化しなければいけないだろうと思うんですけれども、今後、大蔵としてどうおつきになりのうござい。こ

○山口政府委員　これは、検査部長がおれば一番適任者でござりますけれども、おりませんので私がかわって申し上げますと、これからのお査定、これは六月中に金融監督庁ができますので、監督庁の重要な仕事になるわけでございますが、ただ、限られた人員であることも否めません。その限られた

れた人員でどういうふうに検査の実効を上げるか
ということで、私どもとしては、できる限り銀行
自体の自己規制を働かせてもらって、それをどう
チェックするかという形でいきたい、事後チェック
という言葉でしばしば御答弁申し上げております
すけれども、そういうたチェック機能を十分に働く
かせるという形で、少ない人數で最大の効果を上

○横路委員　もちろん少ない人数、効率的に活用されることも大事ですけれども、必要なならばやはり必要な体制をとるべきだというように私は思ひます。

そこで、今の状況で拓銀から北洋への引き継ぎの話が引き継ぎ検討委員会がつくられて両者間で行われているわけでございますが、現在の時点に行われているわけでございますが、現在の時点に

おける状況はどのような状況になつてゐるので
しょうか。

○山口政府委員 昨年の十一月十七日に破綻と同
時にスキームを発表したわけでございますが、北
洋銀行が北海道地区の受け皿銀行として営業譲渡
を受けるということが明らかにされました。今先生
生御紹介いただきましたように、引き継ぎの委員會

会というものを設置し、連日精力的に作業を行おるところでござります。

できる限り承継していくという方針を本年の二月に表明しております。正常債権の中でも引き継ぎたくないというのが若干あるかもしませんが、

通常は二分類の債権は引き継がないのがこれまでの例でございますけれども、北海道の置かれている経済、北洋銀行としてはできる限りの引き継ぎをしてあげたいということで、今具体的に個々の債権につきまして関係者間で検討が行われている段階でございます。

○横路委員 北洋銀行は合理的な融資行為に徹して堅実な収益を上げてきた企業でございますけれども、今おっしゃいますように地域経済のことも考えて、一応二月でしたか、二分類についても幾つかの条件を付した上で引き受けようということなんですね。

私の聞いている方ではもう既に一分類については大体結論が出たということになつていてるようですが、一分類というのは全体でどのぐらいいの企業があつて、一億以下それから三億以上、一億三億というようなことで詳細わかりましたら、どれぐらいの企業数で、そしてどんな結果になつているのかということを明らかにしていただきたく思います。

○山口政府委員 これで固まつたかどうかの確認がちよととれませんが、いわゆる正常債権としております俗に一分類の債権で約二千二百件程度のいわゆる正常債権があるようですござります。金額で言うと一兆一千億程度。この中で一部、一割にはなりませんが、一部が承継がちょっと難しい。それは、例えば最近に至つて業況が悪くなつてしまつた、個別企業としては好調だけれどもグループとしてちょっと借り入れが過大だから勘弁してほしいというようなものに若干あるようですが、そのほかのものにつきましては、今申し上げた一兆一千億のかなりの部分は北洋銀行に引き継がれるというふうに聞いております。

○横路委員 非分類の企業は全部で二千二百です。

○山口政府委員 道内のいわゆる非分類債権は、

正確に言うと一千百八十一という数字が私のところにござります。約二千一百でござります。

○横路委員 三億以上の企業が大体八百三十五で、最近の、私の承知しておるところではそのうち七百十四の企業に丸がついて受けますよ、二十五については条件つき、それから六十六についてはバッテン、三十が考慮中というのが三億以上で

ですか、そのうちの千十七が受ける、七十三は条件つき、条件というのは、金利の問題があるとか担保の新たな提供とかということのようです。そして、八十八の企業についてバッテン、北洋として受けられない、百六十八は個人の事業というこ

とのようござります。

これを見ますと、非分類の中にも、今大蔵で検査されたとき以降の経済状況の変化ということになります。

○山口政府委員 おおよそそういう感じでござります。

○横路委員 二分類についてはもう結論が出たんだと思いますが、百五十ほどの企業が承継しない、北洋で受けませんよということになつているようございますが、これは大体数字としてはこんなところでしょうか。

○山口政府委員 二分類については企業の方に連絡をして返事が来たものについては企業の方に連絡をして下さい。まだ結論が出ないで検討中ということはどうぞ

【委員長退席、井奥委員長代理着席】

○横路委員 二分類の債権の承継について申し上げますと、一億円未満の債権は全件承継をすとでござります。

○山口政府委員 二分類の債権の承継について申

しては三つ条件を出しておられるようござります。一、道内を営業基盤とする道内企業であること二、三年以内に再建可能な計画であること三、関係金融機関が協調して再建支援を約束していること

この三つの条件に照らし検討が行われつたあとでござります。

まだこの二分類の承継については最終的な結論が出ておらないやと聞いております。

○横路委員 三分類はこれはもうほとんど破綻しているわけですが、二百七十五で、これは一つ二つオーナーになつてあるだけですね。あとは承継五つについては条件つき、それから六十六について

はバッテン、三十が考慮中というのが三億以上で

ですか、そのうちの千十七が受ける、七十三は条件つき、条件というのは、金利の問題があるとか担保の新たな提供とかということのようです。そして、八十八の企業についてバッテン、北洋として受けられない、百六十八は個人の事業とい

うのようでござります。

これを見ますと、非分類の中にも、今大蔵で検査されたとき以降の経済状況の変化ということになります。

○山口政府委員 おおよそそういう感じでござります。

○横路委員 二分類については企業の方に連絡をして返事が来たものについては企業の方に連絡をして下さい。まだ結論が出ないで検討中ということはどうぞ

【委員長退席、井奥委員長代理着席】

○横路委員 二分類の債権の承継について申し上げますと、一億円未満の債権は全件承継をすとでござります。

○山口政府委員 二分類の債権の承継について申

しては三つ条件を出しておられるようござります。一、道内を営業基盤とする道内企業であること二、三年以内に再建可能な計画であること三、関係金融機関が協調して再建支援を約束していること

この三つの条件に照らし検討が行われつたあとでござります。

そのままこれはつぶれてしまうわけで、とても大きな影響を地域に与えるということになるわけなんです。

○横路委員 後で幾つかの具体的な、いわゆる環境整備に関する問題に相談に行くところもないという状況でござります。何か、道などを含めて、日銀も入っているわけですが、二百七十五で、これは一つ二つオーナーになつてあるだけですね。あとは承継五つについては条件つき、それから六十六について

はバッテン、三十が考慮中というのが三億以上で

ですか、そのうちの千十七が受ける、七十三は条件つき、条件というのは、金利の問題があるとか担保の新たな提供とかということのようです。そして、八十八の企業についてバッテン、北洋として受けられない、百六十八は個人の事業とい

うのようでござります。

これを見ますと、非分類の中にも、今大蔵で検査されたとき以降の経済状況の変化ということになります。

○山口政府委員 おおよそそういう感じでござります。

○横路委員 二分類については企業の方に連絡をして返事が来たものについては企業の方に連絡をして下さい。まだ結論が出ないで検討中ということはどうぞ

【委員長退席、井奥委員長代理着席】

○横路委員 二分類の債権の承継について申し上げますと、一億円未満の債権は全件承継をすとでござります。

○山口政府委員 二分類の債権の承継について申

しては三つ条件を出しておられるようござります。一、道内を営業基盤とする道内企業であること二、三年以内に再建可能な計画であること三、関係金融機関が協調して再建支援を約束していること

この三つの条件に照らし検討が行われつたあとでござります。

○山口政府委員 今御指摘のございました点について、できるだけのことをやる、これが北海道経済全体のためになるという認識は私ども持っておりますが、この問題につきましては、先ほど御紹介いたしました北海道金融問題協議会、これがうまくワークしていくということのがかなり有効なんではないかという感じがいたしております。北海道厅也非常に真剣に対応していただいておりましてし、その構成員を見ましても、重立つたところが皆構成員になつて、北海道のことを要い、考える人たちの集まりでござりますので、もちろん私どもの財務局もここに積極的に参加しております。改めてそうした問題に積極的に取り組むべく、道にもお願ひし、私どもできるだけの努力をさせていただきたいというふうに思ひます。

○横路委員 これから大体いつごろをめどに最終的な結論を出して、受ける、受けないの結論がやや出てからも、実際の承継までの間にはある程度の期間、例えは半年なら半年とか、先ほどのお話をすると金融監督庁の方でもう一度検査を行つて分類を直すというお話をございましたが、これららの段取りがどうなるか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○山口政府委員 定かにいつまでに終わるということをちょっと今の時点では申し上げにくいのですがございますが、今の私どもの見込みでは、遅くとも十一月までにはすべてが完了してほしいというような感じであります。したがつて、できるだけ前倒しでこういった事務を進める必要があるだろうなというふうに考えております。

○横路委員 今は拓銀がいろいろとその融資をしているわけですね。もちろん、業務監査委員会ですか、あそこのチェックを受けながら融資しているわけですねけれども、しかし、だんだんやはり厳しくなつてきているというふうに聞いています。つまり、新しい融資というのは本来ならば北洋でちゃんとやつてもらえたとか、これは絶対割り引きませんよとか、いろいろ言わってきてだんだん細くなつてきてる。一方、他の銀行はなかなかこ

いう環境でござりますので、やはり貸し済りと
いう問題もあるわけです。
ですから、十一月ぐらいまでといつても、これ
は本当に資金繰りがつかなくてつぶれてしまふよ
うな企業が出てくるわけとして、できるだけ早
く、少なくとも結論は各企業にある程度伝達をし
ながら、そしてその上でどういう対応策がとれる
のか。企業によっていろいろな企業があるわけ
です。累積の赤字がたくさんたまっている、しか
ら、この間、バブル以降、リストラなどもやりま
して企業としては黒字の体質に変わっている。だ
から、資金繰りさえあればちゃんと回つていつ
て、景気の回復の中で、債務の方も支払っていく
ことができますよというような企業があつても、
例えば北洋がそういう企業とつき合いが全くな
れば、数字だけ見て、これはもうだめだといいうこ
とでバッテンつけられてしまうわけです。そういう
うケースが実は個別に出てきているわけです。
きょうはちょっと個別の議論はしませんけれど
も。

したがつて、先ほど来話していますように、一
つは早くやつていただくということ、それから
、企業の方の声もどこかでちゃんと受けとめ
て、バッテンだからそれで終わりということでは
なくして、復活交渉なんか折衝なんかわかりませ
んけれども、話のできる場ぐらはやはりちゃんと
つくるようすに拓銀と北洋の方にお話しいただけれ
ば、このように思います。

○山口政府委員 私よりは武井頭取に来ていただ
きたいような話にだんだんなつてまいりましただけ
れども、先生のおっしゃつてることは理解はで
きるわけでございますが、結論を出すのは北洋銀
行の方でございまますし、できるだけ早く結論を出
してほしいということや、敗者復活といいます
か、あるいは復活の機会、話し合いの機会といいう
ような意見があつたということはお伝えをしたい
と思います。

ただ、事実関係だけちょっと御紹介させていた
だきますと、拓銀は破綻をいたしましたが、やは
り

り店を閉めるということは余りにも北海道に対する影響が大きいということで、店を開けたまゝ、すなわち日銀の特融でつないでやつてまいります。その結果、ことしの三月末の貸出金の残高は、対前年比でプラスの〇・一なんでございまして、北洋はプラスの一・二・六でございます。北海道の方々に対しても拓銀もそれなりの、過去を背負いながらも、今の時点でのやはり健全な融資先に対する資金のつなぎはやつてくれているわけでございまして、北洋銀行もそういう形でかなり太幅、二けたの貸出金残高の伸びを示しておるわけですがござります。そうした努力を北海道の金融機関はやっております。ちなみに、道銀もプラスの一・八%となつております。

また、この間、信用金庫等にも伺いました。北海道で拓銀の融資先であったところが今度は私どものお客様になりましたといったという話を聞きましたで、ひとつよろしくお願いしますと私からも言つまつておきましたけれども、そういう形で、拓銀がなくなる穴をほかの金融機関がしつかり受けとめていくという姿勢は強く感じております。

またもとに戻りますが、先ほどおつしやつた点はよくお伝えをしておきます。

○横路委員 貸し渋りについて、総合経済対策の発表の後で、大蔵大臣も各金融機関にその点についての是正の要請といいますか要望をされたようでござりますけれども、北海道の通商産業局が調べた数字を見ますと、やはり全国に比べて道内金融事情というのは厳しいという数字が、これは四月十五日の調査ですけれども出ております。

それで、話を聞きますと、今、拓銀と北洋で話が進んでいるところに本州の方の都市銀行が出て、いつて優良債権をとるというのはどうもいかがかななどという遠慮も確かにあることはあるようですが、ぴつたりとまっているのですね。話を聞きますと、既に約束されていた取引もキャンセルになつたり、どうもそれは本社の方から、しばらく様子を見るためにストップしろという指示が来てゐるという話もあちこちで聞くわけでございま

す。この辺のところにつきまして、再度、貸し済り是正、特にこの地域のこういう事情のもとにござりますので、その辺の徹底をひとつ大臣の方にお願いをいたしたいと思います。

○松永国務大臣 私が、銀行協会の代表に来てもらつて、少なくとも健全な企業からの融資申し込みに対し正当な理由なく融資を拒むなどということは絶対ないようにしてもらいたい、まして、いわんや健全な企業から既に融資した分の回収を図るなどということはやめてもらいたい、銀行としての公共性、社会性という使命感をしつかり持つてやっていただきたいということを懇切に要請をしたわけであります。

それで、その要請をしたことについて、一部の新聞は私の行為を非難する記事も書いておられたようありますけれども、大変残念なことだなとうふうに思いました。

いずれにせよ、銀行というものは、やはり健全な企業に対して必要な資金を円滑に供給していくというのがその社会的な使命であるわけでありますから、その使命はしっかりと果たしてもらいたいということを要請したわけであります。

北海道につきましては、先ほど、北拓の関係で北洋銀行が受け皿銀行となつて一生懸命努力をしているというところでありますから、そこに本州に本店のある都市銀行が出ていくことがどういうことになるかという問題もあるかと思いますので、これはよく事務方とも相談をして、北海道の健全な企業が資金繰りに難渋するなどという状態は避けなければならぬ、こういうふうに思つておりますが、どういうことができるか、あるいはどういうことをしていいのかということをよく検討して対応していきたいというふうに思います。

なお、民間金融機関じゃありませんが、政府系金融機関等についても、北海道の関係ではほかの地区よりも重点を置いた対応策をするように通産省等も配慮しておるはずであります。これは政府系の話でございますが、民間金融機関についても道内の企業の必要な資金が円滑に流れるよう今

いるところでござります。

○横路委員 ぜひそれはしっかりとやつていただきたいと思うのです。政府系金融機関の場合も、例えば日本開発銀行などの場合、破綻した金融機関と取引があつた企業の設備投資計画に必要な資金の五〇%を融資するというような制度を創設したわけですけれども、メインがつぶれてしまつてますから、どこかちゃんと日常的に面倒を見る金融機関はあるのですかと、結局そこに帰着して、そこがはつきりしないとこういう制度もせっかくありながら利用ができないということになりますので、先ほど来てくださいように繰り返していますが、やはりできるだけ早く結論を出される。

ただ、みんなバッテンで結論を出されても困りますから、そこはいろいろと苦労されているのはわかっているのです。特に親会社、子会社というような関係で、親会社は何とか子会社と切り離せばできる。子会社がたくさんあつてみんないろいろな問題を抱えている、しかし債務保証を親会社の方がしているとか、代表も一緒にそういう場合になかなか切り離すことも難しい。さて、どうしたらいいだろうかということ。確かに、今企業の方と金融機関サイドともいろいろな話し合いをしているという過程でありますから、余りそこをいきかげんに、早く適当に切り上げてということには、これはなりません。やはりしっかりと話をしても何とか生き残る方策を考えてもらいたいというよう思つたのですが。しかし、それにしても、企業サイドから見ますと、どうなるのかわからないと、いう状態がずっと続いているというのも、これは大変でございまして、そんな意味ではさらに努力をしていただきたいなと思います。

それで、最後に、ちょっととこういう問題もあるわけですね。

先日テレビでもやつっていましたエイベックスとかテルメとか、倒産したわけですね、ホテルなどが。そうすると、そこに従業員がいまして、もちろん、新しい職場を見つけることもやつてあります

けれども、ただ、こういうホテルにしてもあるいはゴルフ場にしてもそうですけれども、ほっておきますと、もうその機能というのは非常に低下してしまうわけですね。それで今何とか買い手がないうだろかということで探しているわけです。倒産した企業ですけれども、管財人などがいました。ただ、買い手といつても、これは非常に安くたたくわけですね。この辺のところで、どういう価格ならばいいのか、結局は、うまくいかなかつた場合、最後は預金保険機構にやはり行つてしまふわけで、そこでいわゆる競売だ何だかんだいう手続きをとつて債権回収をやるというと時間もかかりますから、そういうことをトータルで考えますと、ある程度安い価格でも引き受けてくれるところがあるならば引き受けた方が、全体的に少し時間を見て考へると、その方がプラスだという場合もあり得るわけです。そういうところをよく預金保険機構の方でも考へて対応していただきたいというのが一つ要望としてござりますが、この点、いかがでござりますか。

確にして、見通しと施策のおくれというか、そういうものをはつきりとすることによって、政府への信頼、いわゆる市場の信頼も回復されるのじやないか。そういうものがなければ、これまで感心に橋本総理あるいはそれ以外の人がかなりのアナンスをしても、株価もごらんのとおりでありますし、円についてもそういうものである。

その辺についてまずははつきりと、この見通し、今日的なビッグバンを想定したときに、構想を立てたときに、今日の見通しというものがどの程度予見できただのどうか、その辺の状況についてお聞きしたいと思います。

○松永国務大臣 金融ビッグバンというものを、平成八年十一月でしたか、総理が打ち出されたわけであります。その当時の我が国の経済は今日とは相当違つております。回復の動きが続いているおったという時期でありました。同時にまた、世界の情勢を見ますといふと、金融の分野でも規制緩和、そして自由な競争をし、それを通じて日本の金融市場を盛んにしていく。そういたしますといふと、ベンチャー企業を中心にして新しい企業も必要な資金の調達が容易にできるようになる。それがまた日本の経済の活性化につながる。こういう発想のもとで始まったものが今回の金融ビッグバンであったというふうに思うわけであります。その発想、構想自身は誤りではなかつたというふうに私は思います。

ただ、その後、いろいろな事情もあって経済が厳しい状況になつてきましたわけでありますけれども、しかし、日本の将来を考えると、やはり多少の緩和、規制緩和はあるにしても、自由化あるいはまた規制緩和、そしてまたグローバルスタンダードという、そういう基本原則であらゆる分野の規制を緩和し、活性化していく、それが二十一世紀の日本を力強い日本にするために必要な基本的な方策だというふうに私は思つております。

〔浜田(靖)委員長代理退席、井奥委員長代理着席〕

○並木委員 一般論的なことをお話しをいたいたいのですけれども、やはり明確な反省というのがなければ、まさに今、日本の、特に大蔵省が問われているのは信頼ということであり、その信頼といふのはやはりきつとした責任に基づいてないければならないわけです。その辺についてあいまいなために大蔵省も自信を持てないというふうな、自信と市場からの信頼、それと将来への明るい展望、これをつくらなければ、ピッグバンといふものの中で、恐らく日本の金融界といふのはもみくちやにされていつてしまふのではないか、そういうふうに思うわけなんです。

このたび、大臣、G7あるいはG8に行かれたわけなんですけれども、そうした中でも、日本の言っていることがよくわからない、果たして恒久減税もやるんだかやらないんだかわからぬとか、いろいろな施策をやるようなことも言っているしやらぬようなことも言っているみたい、そういう報道も一部にはされています。もちろん、これはG7の会議だけでなく、個別会談において、例えばアメリカなんかの方では、そういった声が今になっていろいろ出てきています。あるいは、加藤さん、これは政府の方ではないですけれども、そういうような方が政府の補助的な説明にアメリカに行かれて、立場は違うわけですけれども、行かれの中でも、どうもはつきりしない、こういう約束してこられたのでしょうか。一%の成長といふのはこのたびの十六兆円の経済対策で必ず達成できる、そういうようなものも約束されたのでしょうか。その辺についてお話しをいただければと思います。

○松永国務大臣 G7の会合における日本の信用とか信頼、これは決して揺らいでいないのです。

もし日本の新聞の報道にそういうのがあれば、それは必ずしも正確ではないというふうに思いました。

G7というところは、本来、一国と一国あるいは一国と数カ国が何かを約束する場所ではないのです。そこで、世界の経済あるいはそれぞの国々の経済状況について自由な議論をするところなのです。その議論の集約を共同声明といいます。

か、あるいはまたそういう形で対外的に発表する。こういう仕組みに実はなっておるわけあります。

その前に、G7の正式な会合の前に、私は、ルーピン財務長官と個別の会談を、二十分の予定が四十分になつたわけがありますが、率直な感じが、先月行ったときは少しお互いにかたかったのです。しかし今度は、私がお会いする前に、自民党の政策担当者である山崎政調会長が、あるいはまた尾身經濟企画庁長官がルーピン長官と会つて、今度の経済対策についての説明もしました

し、あるいは特別減税の話をしてありましたので、ある程度ルーピンさんは日本の政策について事前の知識を持つておられました。そういうこともありまして、今度また恒久減税もやるんだかやらないんだかわからぬとか、いろいろな施策をやるようなことも言っているしやらぬようなことも言っているみたい、そういう報道も一部にはされています。もちろん、これはG7の会議だけでなく、個別会談において、

例えればアメリカなんかの方では、そういった声が今になっていろいろ出てきています。あるいは、加藤さん、これは政府の方ではないですけれども、そういうような方が政府の補助的な説明にアメリカに行かれて、立場は違うわけですけれども、行かれの中でも、どうもはつきりしない、こういう約束してこられたのでしょうか。一%の成長といふのはこのたびの十六兆円の経済対策で必ず達成できる、そういうようなものも約束されたのでしょうか。その辺についてお話しをいただければと思います。

○松永国務大臣 G7の会合における日本の信用とか信頼、これは決して揺らいでいないのです。

なことです。

したがいまして、現在、日本の所得課税というのは、アメリカと比べますと、七百万程度などいうと半分ぐらいになつておるわけなのです。そういう状況のもとで、恒久減税をどういう形でやるかということは、これはしっかりと議論をしなければならぬ問題なのです。

よく恒久減税、恒久減税とおっしゃいますが、どの部分を減税するのか。私の想像では、鈴木先生あたりのおっしゃることは私にはわかる点があるのですけれども、しかし、これはなかなか難しい問題なのです。鈴木先生というか、野田君の話にした方がいいかもしませんけれども、大体似たような話でわかるのです。

そういうこともありますて、今度また恒久減税の話がもしルーピンさんから出たならば、少なくとももう一回、日本の所得税の課税最低限は、アメリカやイギリスに比べればはるかに高いところになつてている。そして、千五百万、一千万近くまでフラットな所得税課税になつてている。ここは、減税するといつたって、どうするのかなど非常に頭をひねるところなのです。その上の方についでは非常に高い税になつていて。そこを直すことによつて、非常に投資意欲が出てくるとかなんとかという問題はあるわけなのですね。それは理論的に私はわかりますけれども、しかし、政治的にそれがやれるかという問題は重大問題なのです。

ただむしろ、日本に余り自信をなくさせてはいけないからといふようなところでの思いやりが逆にあつたのかもしれませんけれども、いわゆるその後のアナウンスでは、そういうところは日本もはつきりしていません。あるいはアジア危機に対してもう一度、それをこれまでの体質が変わつたままに、それこそがこれまでの体質が変わつて日本が一体何ができるのかというのも、何か様子見のようではつきりしないのではないか、そういう声が聞かれてくるということなのです。

まさに、それこそがこれまでの体質が変わつてない、その中でピッグバンに突入して大丈夫なのですか、そういういろいろな不安が生まれるところなのです。

○松永国務大臣 G7の会合における日本の信用とか信頼、これは決して揺らいでいないのです。

は同時に言われたことありますて、その点は、我々は、金融システム安定化に対する法律をつくって実行に移しておる、その点もルーピンさんは評価してくれたのです。これから残つておるのは金融部門の規制緩和だ。まさに、今審議を

部門の活性化を図る、これは指摘をされた点であります。他の点は特に指摘はなかつたのですが、非常に気持ちのいいG7の会合であったといふことは、これはしっかりと議論をしなければならぬ問題なのです。

よく恒久減税、恒久減税とおっしゃいますが、どの部分を減税するのか。私の想像では、鈴木先生あたりのおっしゃることは私にはわかる点があるのですけれども、しかし、これはなかなか難しい問題なのです。鈴木先生というか、野田君の話にした方がいいかもしませんけれども、大体似たような話でわかるのです。

○並木委員 気持ちがいいと言われてもあれなのですけれども、もちろん契約的な約束をするところではないわけですが、日本が何を果たすのかと

いうのは非常に注目されてきたということですね。うことでございました。

○並木委員 気持ちがいいと言われてもあれなのですけれども、もちろん契約的な約束をするところではないわけですが、日本が何を果たすのかと

いうのは非常に注目されてきたということですね。

○松永国務大臣 G7の会合における日本の信用とか信頼、これは決して揺らいでいないのです。

○松永国務大臣 G7の会合における日本の信用とか信頼、これは決して揺らいでいないのです。

もあるのですけれども、そうした中で、現状での最優先課題は、これはもう再三いろいろな方が言われているわけですけれども、不良債権というのをいかに早くクリアしていくか、その時期がもう待つたなしで来ているということであらうかと思います。

SPC等の問題でも、稼働させるために、かなりの不良債権的な不動産等を整理して、移していかなければ有効に機能していかないわけですけれども、それについて、移管する際に登録免許税の減免とか、そういうのもありますけれども、あるいは税制的にさらにプラスアルファの措置といふのを今後考えられているのか。さらには、SPCに限りませんけれども、そうした不良債権を処理していく中で、それを促進するための税制、その辺についてはどうのにお考へか、お聞きしたいと思います。

○尾原政府委員

お答え申し上げます。

SPCにつきましては、まさに円滑にこの制度が利用できるようにということで、九割以上配当されるものについては、その配当について損金算入できるような措置を今回講ずることとしております。また、今回の総合経済対策の中で、同じようないい處で、それを促進するための税制、その辺についてはどうのにお考へか、お聞きしたいと思います。

この際、税制といいたしましては、この調整委員会によるあつせん、調停等によって債権者及び債務者の合意が図られ、債務者の合理的な再建計画が策定される場合には、債務者について、まず債権放棄した場合、その損失を損金の額に算入することとする。また、債務者につきましては、その債権放棄による債務免除益をそれまでの累積欠損金と相殺することができるとしているよう

○並木委員 時間があと少しですので、あと二点だけお聞きします。

景気対策ということで非常にこの景気が、これも言われるところでございますけれども、九兆円

の国民負担増というか、消費税のある意味では五兆円ぐらいと言われています。減税そのもののカットというのは約束されたことです。ですから、医療費の負担が二兆円、そうすると七兆円。減税カットも入れて九兆円余りというようなことですけれども、これが、タイミングもあったと思いますけれども、決定的に消費を冷やしてしまった、それが今日的な景気の低迷にまさに一番原因している。ですから、五百二十兆円ものGDPのあるところにこれだけで相当ダメージが、ボディーブローというよりも完全にノックアウト寸前のダメージになった、この辺のことじっくり考えてみなければならないのじゃないかな。

きょうは日銀の藤原副総裁にもおいでいただきたい。将来不安になつたというようなことからしているわけですが、まずは大蔵省としては嫌がることかと思いますけれども、この医療費負担二兆円というだけで国民にとって結構な負担になつたというようなことから、将来不安になつたというようなことから、まさにそういう不安を払拭する、そういうような意味では、消費税を福祉目的税化いたします。また、臨時不動産関係税調査委員会の整備に向けて検討を行うということにされているわけでござります。

○並木委員 今のはまさに役所的なところだ

し、大蔵の範疇からすればそういうことなのかも知れませんけれども、やはり政治的な発想からすればまた別の観点が、特に今の福祉ということをこの日本の国民性の中において将来的に安心させてあげられる施策として、税そのものという、しかも最もわかりやすい消費税という中で考えていくことは必要である、私はそのように考えております。それは恐らく何度もこれまでのところは、我々ずっとこの資源小国、島国、とにかく働いて一生懸命ため込まなければ日本はつぶれてしまう、せつせつと働いてというような教育をさせられてきました。それが美德でもあるわけで、それが消費というよりもすごく貯蓄性の高い国民性になつてきていている。その辺に輪をかけて、少子・高齢化、年をとつたらどうしよう

く時間が一、三分しかございませんので、せつかく藤原副総裁においていただきましたので、また

時間が二、三分しかございませんので、せつかく時間が二、三分しかございませんので、せつかく

時間が二、三分しかございませんので、せつかく

時間が二、三分しかございませんので

現下の経済情勢を考えますと、これも御指摘のように非常に厳しい情勢にあります。我々はそのことに絶えず点検の目を怠りなく検討しているのですけれども、やはりその金融緩和の基調をもうちょっとと続けて景気を下支えして、この景気が上向いてこなければ金利はいじれないという状況に今あるわけです。その悩みがどのくらい続くか。たまたま政府の方から大型の経済対策も打ち出されたことではありますし、いましばらくその効果等を見守つて判断したいと私どもは考えております。

○並木委員 時間でございますので、ありがとうございます。

○井奥委員長代理 次に、谷口隆義君。

○谷口委員 自由党の谷口でございます。

午前中の質問に引き続きましてお聞きいたしました

いと思います。

午前中にSPCについて何点かお伺いをいたしました。それで、初めてSPCについて残余の質問をいたしたいというふうに思います。

この特定目的会社、SPCは、午前中にも申し上げたように、金融機関から不良債権を買って、これを証券化する、こういうようなことで、流動化策というような目的でつくられたわけでありまですが、この不動産証券化を不良債権処理策として期待するのは無理ではないかというような指摘もございます。収益性の見込める優良土地であればいいわけになりますが、不良な土地、よくない土地をSPCはまず買わないのではないか、こういうようなことが巷間言われております。

そうしますと、当初目的の不良債権処理というような目的を達せられないのではないか。また、地上げの終わっておらないような虫食いの土地があつて、この虫食いの土地がSPCに売却されるとの証券に化けるということになりますと、投資家はわからないわけあります。その際には、徹底したディスクロージャーがなされなければ投資家はわからないということになりますから、情報開示がぜひとも必要になるわけでございます。

が、そもそも、情報開示があつたとしても、そのような虫食いの土地を証券化したもの果たして買う人が、投資家があるのかというような危惧があるわけでございます。このようなことに關しまして、御答弁をお願いいたしたいと思います。

○山口政府委員 谷口先生の御質問は、SPCが成功するかどうかの一番のポイントだと思います。これは、最近の現象を見ましたときに、必ずしも悲観的になる必要はないんじゃないかという気がしております。

それは、今SPCの形じゃなくても、いわゆる担保不動産のバルクセールということをやっております。これは、「〇〇のものを〇〇とかあるいは一五とかそういういた値段で売るということになります」と、それから生み出されるキャッシュフローが七%、八%に回ると、外國系のそういう投資家あるいは金融機関の判断は、七だとちょっとどうかな、八だとやつてみようかというような感じでやつていても聞きます。私は正確じやありませんから、六%でも手を出すところはあるかも知れません。いずれにせよ、外國の投資家あたりには、かなり今の地価の相場感等でもつてやや底値圏かなというようなことで、そういうものに手を出そう、しかし、あくまで採算に乗るべしでございますが、これは午前中にもちょっとと質問したわけですが、低廉譲渡の問題をお聞きいたしました。

これは、金融機関が不良債権の不動産を持っておる、それでSPCに売却する。このときにつけての時価で果たして売却するのかといううことなんですね、十分の一といふのは最終的に証券化されたものを買う価格かもわかりません。いずれにしても、今一般的に時価と言われているものからすると、かなり低い価格で買わないとペイできません。要するに投資家は買わないというようなことが想定されはしないのか。そうしますと、そこに税務上の低譲渡、寄附金認定の問題などは出でます。具体的に、建物あるいは土地を見たときに、ああ、これは幾らの価値があつて、何年間でどれくらいのキャッシュフローが生み出されるといふことをぱつと計算できるというノウハウは残念ながらおくれていると思います。

しかし、これからそういう考え方でもつてそういう土地とか債権を評価していくと、それが積み重なつていきますと、そこにはやはり実例といふものが出てくるわけでございますから、そこに對してはかなりの関心が集まり、そこに一つのマーケット価格というものが、正しいプライシングを伴つてでき上がるもののようになります。

これについては、ほんと国税庁の方も、仮にそういうようなことがあれば、時価といふのは極めて大事な問題でございますので、この時価が一般的の売買事例に基づく時価ではなくてそれよりも極めて低い価格で売買されるというような状況になつたときに、これは問題である、税務上はそういう対応になるだろうと思うんですね。しかし、一般的には、ほとんど価値のない土地であるかもわかりません。先ほど私が申し上げたのは、虫食いの土地などと表現をしたわけですが、優良の土地ではないわけで、こういうような場合に、時価をめぐつていろいろ議論が生じるのでないかと、いうように私は思うわけでございますが、これについてどのようにお考えでございましょう。

○山口政府委員 確かに、時価といふの決め方というのは大変難しいと思います。特に、土地の評価につきましては、近隣の売買実例を持つたような場合には、かなり高く高どまりする傾向があります。しかし、私が先ほど御説明申し上げましたように、結局はその資産がどういうキャッシュフローを生むかという考え方方に立ちますと、これはやはり、最終的には収益還元価格といふもので地価を決めていく、譲渡価格を決めていくということにならうかと思います。

○谷口委員 まさにおっしゃるとおりで、今外資系の金融機関が百万のものを十万とか十分の一程度で買つて、あるいは、かなりの情報をござります。ですから、それが時価であればそれでいいわけでございますが、これは午前中にもちょっとと質問したわけですが、低廉譲渡の問題をお聞きいたしました。

これは、金融機関が不良債権の不動産を持つておる、それでSPCに売却する。このときにつけての時価で果たして売却するのかといふことなんですね、十分の一といふのは最終的に証券化されたものを買う価格かもわかりません。いずれにしても、今一般的に時価と言われているものからすると、かなり低い価格で買わないとペイできません。要するに投資家は買わないというようなことが想定されはしないのか。そうしますと、そこに税務上の低譲渡、寄附金認定の問題などは出でます。具体的に、建物あるいは土地を見たときに、ああ、これは幾らの価値があつて、何年間でどれくらいのキャッシュフローが生み出されるといふことをぱつと計算できるというノウハウは残念ながらおくれていると思います。

しかし、これからそういう考え方でもつてそういう土地とか債権を評価していくと、それが積み重なつていきますと、そこにはやはり実例といふものが出てくるわけでございますから、そこに對してはかなりの関心が集まり、そこに一つのマーケット価格というものが、正しいプライシングを伴つてでき上がるもののようになります。

〔井奥委員長代理退席、浜田（靖）委員長代理着席〕

○谷口委員 収益還元価値、賃貸料からはじき出るものですね。一般的に、賃貸料といふのは下方硬直性があると言われていますが、急激に下がらないのですね。

ですから、私が申し上げておるのは、賃貸料からはじき出す収益還元価値で時価をはじき出した、これは先ほど銀行局長がおっしゃったように、投資家の方は極めて低廉な価格であれば、例えば板に十分の一だとすれば、これは購買意欲が出てくるのだろうと思いますが、余り高ければ、また、その土地もよくないというような不動産が証券化されたものが出てくれば、これは余り乗つてこないのでないか、こういう危惧を私は先ほどから申し上げておるわけでございます。

ですから、論理的には局長のおっしゃることはよくわかるわけでございますが、今の日本の現状を見ますと、収益還元価値がリーズナブルな価格になつておるかというと必ずしもそうではない。先ほども申し上げたように、下方硬直性があつて実際はそんなに下がらない。不動産価格は下がつてもいわゆる収益還元価値は下がらない、こういうような実態もあるということをまず申し上げたいといふように思います。

この問題ばかりやつておりますと長いことかかりますので、次の問題に移ります。

銀行法の改正の中で、銀行経営の健全性を確保する観点で今回連結ベースになりますね。銀行があつて、銀行の子会社がございますが、従来は個別のディスクロージャーというようになつておりましたが、これを連結ベースでディスクローズしないで、こう、こういうように変わるのでございます。その一環で、今回自己資本比率の規制を連結ベースで行うというようになつております。このことについてお聞きしたいわけであります。

御存じのとおり、自己資本比率は一般社会に極めて大きな影響を及ぼしております。いわゆる自己資本比率を維持するため貸し渋らなければいけないということで貸し渋りが起こつておるというようなことが言られております。

そういうような状況の中、個別の自己資本比率は国内基準四%、国際基準八%をクリアしておるところが、これはあくまでも個別の財務諸表をベースにしたものでございますので、これを連

結ベースにした場合に、仮に極めて大きな赤字を持つておる子会社があつた、これを連結した折に、連結ベースでは自己資本比率が四%、八%の基準を割り込むというような場合はないのか。そして、広く金融関連分野の子会社を持つことを認め、広く金融関連分野の子会社を持つことを認めることといたしました。そういたしますと、やはりグループ全体の財務状況というものが銀行の経営の健全性に大変大きな影響を及ぼすという結果になります。

したがいまして、先生の御指摘のように、これまでは単体で十分であったというところが、やはり連結ベースでも見ないと健全性という観点からは十分ではないということござりますので、両方の観点からチェックをしていくということは必要だらうというふうに考えております。

○谷口委員 参考人で前に東京三菱の岸頭取が来られた折に私は同じ質問をしたのですね。そのとき岸頭取は子会社は本体から、本体というかその親会社からするとそんなに大きくなはない、ですから無視できるような状況だろう、こういうような御答弁だったのです。

私はいろいろ銀行業界の状況を見ておりますと、中に極めて大きな子会社を持っている場合もあるし、これは決して無視できない。そこに今回連結ベースの開示の方法も、従来の形式基準のみならず実質支配力基準というのがあつて、これは連結に組み込まなければいけないのですね。実質的に支配しておるというような認定がされますと連結ベースの中へ入るわけでございまして、連結ベースで行うといふようになつております。

御存じのとおり、自己資本比率は一般社会に極めて大きな影響を及ぼしております。いわゆる自己資本比率を維持するため貸し渋らなければいけないということで貸し渋りが起こつておるというようなことが言られております。

そういうような状況の中、個別の自己資本比率は国内基準四%、国際基準八%をクリアしておるところが、これはあくまでも個別の財務諸表をベースにしたものでございますが、今は余り乗つてこないのでないか、こういう危惧を私は先ほどから申し上げておるわけでございます。

○山口政府委員 今回の銀行法の改正によりまして、広く金融関連分野の子会社を持つことを認めることといたしました。そういたしますと、やはり御答弁を願いいたしましたが、これは連結財務諸表を中心とした場合を想定しておられるのかどうか、御答弁をお願いいたしたいと思います。

○山口政府委員 まず後者の方からお答えいたしまして、BISは連結ベースでやっておられます。

○山口政府委員 それから前者のお答えでございますが、子会社が小さくから無視できるというのは、小さければ連結しても小さい影響しかありませんから、それは無視できる連結かもしれません。問題は、先生

おっしゃいましたように、無視できないような子会社を持つている銀行があつた場合には、それはそこそ無視ができないということになるわけでございます。

そうすると、先生の御心配いたしておりますのは、連結ベースでも基準を満たせといふことに

なると、またそういう貸し渋りのような社会的な批判を浴びる現象を生じないか、こういう御指摘だと思います。

そうすると、先生の御心配いたしておりますのは、連結ベースでも基準を満たせといふことに

なると、またそういう貸し渋りのような社会的な批判を浴びる現象を生じないか、こういう御指摘だと思います。

○山本晃(政府委員) お答えいたします。

この投資者保護基金でございますけれども、今回御審議いただいている法案では、外國証券会社、内國証券会社を問わず投資者保護基金に加入を義務づけるということにしております。

それから、どういう発出割合にするのか、こういうことでございます。投資者保護基金の規模そのものは前にもお答えをさせていただいたところ

でございますけれども、どういう負担割合でございますけれども、発足時三百億円、二〇〇一年三月時点五百億円という規模を考えております。

何を基準にしてという点につきましては、現在業界内で検討しているという、まさにその最中でござります。

○谷口委員 今そういうような問題があるということを指摘したいと思います。

これは、從来寄託証券補償基金でございました

が、これを証取法上の法人に改組をして投資者保護基金、このようにやつていこうというようなこ

と/or ようでございます。

何点かお伺いしたいのですが、これは全証券会社が対象になるということでございますので、当然外資系証券会社も含まれるというようになります。

それで、次に移りたいのですが、投資者保護基金の問題についてお伺いをいたしたいと思います。

それで、次に移りたいのですが、投資者保護基金の問題についてお伺いをいたしたいと思います。

これは、從来寄託証券補償基金でございました

が、これを証取法上の法人に改組をして投資者保護基金、このようにやつていこうというようなこ

と/or ようでございます。

何点かお伺いしたいのですが、これは全証券会社が対象になるということでございますので、当然外資系証券会社も含まれるというようになります。

それで、次に移りたいのですが、投資者保護基金の問題についてお伺いをいたしたいと思います。

これは、從来寄託証券補償基金でございました

が、これを証取法上の法人に改組をして投資者保護基金、このようにやつていこうというようなこ

と/or ようでございます。

それで、この寄託証券補償基金の残高は、現時点におきましては三百六十二億円程度ござります。ただ、昨年、丸莊証券、三洋証券以外に二つ以上の証券、小川証券と越後証券、これもこの寄託証券補償基金の発動がございまして、これはいすれも二十億円の以内でおさまったわけでござります。そういったことからいいますと、三百六十二億から約四十億弱でございますが引いたのが、その三洋証券及び丸莊証券以外の残高になるわけでございます。この三洋証券と丸莊証券につきましては、現在まさにいろいろな顧客の資産の返還作業中でございますので、金額的には一体どのくらいになるのかということはまだ定かでないというのが実態でございます。

いずれにいたしましても、恐らく三洋証券につきましては三百億円を超えるのではないか、あるいは丸莊証券につきましては、これはまだはつきりとは言えませんけれども、数十億単位になるのではないかということが言われておるわけでございます。

そうなりますと、足りなくなるではないか、こういうお詫びかと思いますけれども、これにつきましては、昨年、三洋証券が会社更生法適用を申請いたしましたときに、野村証券からは百億円既に拠出をいたしております。また、残りの三社のうちの、山一はああいう事態になつたものですから、大和証券、日興証券にも今それぞれお願いをして、こういう段階でござります。

○谷口委員 時間が参りましたので、あと、最後に一問だけ大蔵大臣にお伺いしたいのですが、今回、保険版の早期は正措置が始まるというようなことで、先日も私、これは参考人のときに質問したんですが、早期は正措置を金融機関の場合ではやりまして、極めてタイミングが悪くて大変な状況になつておるわけでございますが、保険業界はより一層悪いと、日産生命が経営破綻して、東邦生命もGEキャピタルの傘下に入る等々、優勝劣敗が明確になつてきて、大変業況の悪い保険会社がある。

こういう状況の中で、ソルベンシーマージン基準に基づいて業務停止命令を行ひ得るという保険版の早期是正措置を平成十年度から導入するということについては、これは時期尚早ではないかと。いうような考え方があるわけでございます。まず初めに経営の立て直しが必要ではないか、こういううような考え方があるわけでございますが、大蔵大臣、これについて御答弁をお願いいたしたいと思います。

○福田政府委員　お答えいたします。

保険会社の早期是正措置でございますが、今御指摘のように、ソルベンシーマージン比率といふ客観的な指標を用いまして早期是正措置を適切に発動することによりまして、早目早目に保険会社の経営改善を求める仕組みでございますので、むしろ、日産生命の一つの教訓をもとにぜひできるだけ早く導入したいというものでございます。銀行行より既に一年おくれているわけでございます。

この仕組みを導入することになりましたので、保険会社の総合的なリスク管理の充実に資するということでござりますし、各保険会社も早期是正措置の導入を視野に入れておりまして、この三月決算等におきましても自己資本の充実等々の対応を行ってきておりまして、経営の健全化に取り組んでいるところでございます。

そういう意味で申しますと、確かに保険業界の状況は悪うございますが、かつ、今後ともその辺の経営環境については十分注視してまいる必要があると存じますけれども、予定どおり来年度から早期是正措置を導入させていただきたいというふうに考えておるわけでございます。

○谷口委員　大蔵大臣から一言。

○松永国務大臣　今保険部長が申ししたとおりの考え方でござります。

○谷口委員　時間が参りましたので、これで終わります。

ついてお聞きをしたいと思います。

今回の金融システム改革法案において、火災保険それから自動車保険等について算定会の料率の使用義務を廃止して、料率団体を独禁法適用除外の適用対象から除くことが提案をされております。

そこで質問ですが、今回の金融システム改革法案の施行日が原則として本年十一月一日となつてゐるのに対し、この保険料率の自由化は本年七月一日となつておりますが、なぜでしょうか。端的にお答えください。

○福田政府委員 端的にお答え申します。

まず国際的な事情でございますが、平成八年十二月の日米保険協議の決着におきまして、政府は算定会制度の抜本的な改革を、一九九八年、すなわち本年の七月一日までに実施する旨の意図を表明を行つておりまして、さらに、昨年、平成九年十二月のWTO金融サービス交渉の決着時におきましても、日米保険協議において合意した自由化措置の実施を改めて約束しているところでございます。これらの国際約束は、我が国としてスケジュールどおり誠実に履行する必要があるということが一つでございます。

また、国内的な側面におきましても、政府の規制緩和推進三ヵ年計画あるいは金融システム改革のための保険審議会報告等におきまして、今申し上げたスケジュールにより改革を実施する方針を明確にしているところでございます。

○佐々木(陸)委員 アメリカとの交渉の結果が一つのきっかけになっているわけですが、その交渉相手であったアメリカは、保険の自由化では日本よりもかなり先を行つているわけであります。しかし私は、アメリカと比べて日本の損害保険制度がそんなに大きな問題があるとは思われないわけであります。日本の保険料は諸外国に比べて極めて安い、安定的に提供されているという面もあるのではないかと思います。

日本損害保険協会が出版している「ファクトブック一九九七」というのがここにございますが、こ

れを見ますと、自動車保険の保険料というのは、簡単に言いますけれども、既婚男性、三十六歳、契約歴十年の場合に、ニューヨークでは保険料が二十六万三千六百二十円、ロンドンでは十二万九千七百二十円に対し、東京では六万五千七百五十円、かなり安くなっています。そういう意味では、自動車保険に限つて言えば、日本の保険制度は国民にとっては悪くない制度だと。

一方、この自由化で先を行つてゐるアメリカでは、自動車保険の分野ではどんな状況になつていいかというと、保険をめぐるさまざまな問題が起つておりますけれども、自動車保険の問題では無保険車の問題が深刻化しているということも伝えられております。大蔵省は、アメリカにどのような自動車保険の無保険車がいるのか把握しておられますか。

○福田政府委員　ただいま御指摘ございましたように、米国において自動車保険に加入していない自動車ないし契約者が存在するということは承知しておりますが、全米でまとまつた統計の存在は確認できておりませんで、申しわけございませんが、そのような統計については承知しております。

○佐々木(陸)委員　アメリカの何かそういう統計、なかなかないんですよね、恥ずかしいことを隠しているのか、よくわかりませんけれども。

「海外保険情報」というものがありますが、これもちょっと古いですけれども、カリフォルニア州の二千万人を超える自動車運転者の約二八%が無保険で車を運転しており、無保険者の水準は所得者層の居住地域では著しく高いことが州保険の調査で判明したというような数字が、私の知る限りでは目にとまりました。つまり、全米で一番車の多い州と言っているカリフォルニア州で二八%ということであります。伝えられている数字によりますと、全米では約二千五百万台の保険に入れていない車が走つているということも言われております。相当な数のものがあるのじゃなか

カリフォルニア州ではこの大量の無保険車問題に頭を抱えていて、車両の没収とかあるいは無保険車両運転者への補償額の削減などの法的措置によって何とか解決を図ろうとしてきているようですが、それでも、多数の運転者が高額な費用を払うことができないため保険に加入できないでいる、さらに、採算がとれない相手に対しても保険の引受け否ということも起こっているということになります。

こういうアメリカの実態について、大臣、多少は認識しておられるでしょうか。

○松永国務大臣 私は、アメリカの法秩序維持と日本の法秩序維持とを比べた場合に、日本が断然、法秩序は維持されているという考え方方に立つております。

されましたが、昔は車検という制度がありましたね。アメリカの場合には車検という仕組みがない州もあるそうです。あの問題のときにいろいろ知つておる人から話を聞きましたが、車検制度がない州では十分整備されていない車が走つておる、そのために事故が起こる、したがつて事故率が高い、日本の場合には車検制度があるから事故率が極めて低いという話も聞いたことがあります。日本の場合には自賠責保険の仕組みが徹底しておりまして、そして、またその上に上乗せして任意保険に入つてあるということで、何といいましょうか、日本人の生活態度の正しさというのいい点だな、アメリカに比べてそつちの点は日本の方がすぐれているな、私はそう思つてゐるところでございます。

○佐々木(陸)委員　自動車保険の問題をお聞きいたのですけれども。そうすると、今の日本の方が状況はいいわけですね。何もわざわざアメリカの言いなりに、言いなりにというのはちょっとと語弊があるかもしれません、自由化をしなくて、自動車の保険に入つていない自動車なんかないという状況が実現しているのですから、これは何をもたらす

る必要はないんじゃないですか、そうすると。
○福田政府委員 御指摘のように、我が国では、
自動車保険が供給されてきたことは事実でござい
ます。ただ、先ほど申し上げましたように、やは
り國に比しても比較的低廉な料金で、安定的に
保険会社間の適正な競争を促進することにより、
して、消費者ニーズに柔軟にこたえられるよう
活発な商品開発が必要であるということでござい
まして、そういう意味で申しますと、現在の算
会制度では、算定会のはじいた料率を、経費の
分を含めて、各社がすべて画一的に守らなければ
ならないということはやや競争制限的に過ぎる
いうことで、今回、使用義務を廃止することに
いたしたわけでございます。
それから、大臣が答弁申し上げましたように、
日本の場合はすぐれた自賠責保険制度がござい
て、これは強制加入でございまして、基本
に、無保険車が発生するという余地はないと考
ております。
○佐々木(陸)委員 もちろん、自賠責は結構で
けれども、それだけでは國民は満足していない
ので、任意保険の方も入らなければ心配だとい
ふことで、それも広く普及をしていくわけであ
ります。だから、自賠責の問題はさておいて、そ
う任意保険の方ですけれども、新しい制度が施
されると、料金が高騰して保険に加入しない者
出てくるというようなことは心配ないといふふ
に言い切れますか。
○福田政府委員 自由化のメリット、デメリッ
ト両方あるわけでございますが、御指摘のように、
自動車保険というのはほかの損害保険種目と比
まして被保険者教養という特殊性がございます。
ここで、私どもは、算定会改革後におきましても、
政上必要最低限の監督は継続する必要がある
と思っておりまして、具体的には、契約者等の保
のため、商品や料率に関して現在ございます
令上の基準に照らして、審査はきちっと行つて
いりたいということをございます。

それから第二番目に、実は、昨年六月三十日付で、リスク細分型自動車保険の認可に先立ち、既にガイドラインというものを発出しているところでございまして、これは、余り差別的な料率にならないようなガイドラインでござります。私どもとしては、今後このガイドラインについては、御指摘のような、もし保険の安定供給に支障があるようなことがあつてはなりませんので、必要な期間、このガイドラインを維持する予定でございまして、万が一にも被害者救済に支障が生じないよう努めまいりたいと思っております。

○佐々木(陸)委員 昨年六月の保険審議会の答由において、「一部保険料の高騰により安定供給が阻害されるのではないか、リスクの高い消費者に対する引受け拒否が起きるのではないか、等の懸念がある」ということが指摘されていますね。そういうことを認めた上で、それに対してもこの答由は、対人賠償のみの任意自動車保険を積極的に提供することなどを促す、いわば公然とサービスの低下を認めていたという状況もあるわけあります。

わざわざ今ガイドラインを定めたというのですけれども、ガイドラインで一定の基準を設けていることはいいますけれども、この基準にしても、法律で定められているわけではないし、大蔵省の判断次第で、格差を広げることも廃止することもできるといふものになっているわけで、大体、この保険審議会の答申でも、引受け拒否が発生しそうな保険分野については、その発生が懸念される間、ガイドラインを設けておる。だから、このガイドラインというのも本当に一時的なものとして言われているだけの話でありまして、本当に将来に行なうべきと定めたままであるのですか。たってこれで安心だと言えるのですか。

○福田政府委員 自動車保険にいろいろな差別的な、リスク区分を細分化することを導入してまいりましたその影響がどのように出るかにつきましては、まだわからぬ面もございまして、日本での程度定着するかということもござります。ま

かし、そのような懸念は、保険審議会でも指摘されておりますが、その懸念の可能性をもつて自由化を否定することは適当でないというくだりもございまして、私どもはやはりこのガイドラインで、日本でその辺がうまく定着していくかを見きわめてまいりたいと思つておりますし、先ほどその根拠についてもお尋ねがございましたが、このガイドライン 자체は、私どもの行政上は保険業法におきます審査基準を補完するものとして、一応法令上そういう位置づけをしておるわけでござります。

○佐々木(陸)委員 任意自動車保険以外に独自のガイドラインは、今必要な分野はないというふうにお考えでしようか。

○福田政府委員 自動車保険と同じような性格の商品は今のところないと考えております。

○佐々木(陸)委員 私は、そもそも保険業、特に損害保険業に競争原理を持ち込むこと自体に大きな根本的な問題があるというふうに考えていました。アメリカでの経験でもこの問題を雄弁に物語ついてるんじゃないかといふうに思うのですね。

アメリカでは、一九八〇年代の半ばに、保険危機と呼ばれる深刻な状況が生まれております。もちろんアメリカの特殊性もありますけれども、競争原理が過当競争を生み出して、妥当な保険料率を無視したダンピング競争が行われて、保険会社は、安い料金で少しでも多くの顧客を獲得し、それを運用することによってもうけを出すという方針をとりましたが、うまくいかないで、経営悪化とかあるいは倒産に追込まれて、かえってその後の保険料が高くなるという事態が八〇年代の半ばには生まれております。そして、それが深刻な社会的な影響ももたらしておりますので、保険料を払えない企業の倒産が相次ぎ、保険料に見合わない分野についてはサービスを停止するということを行われたことは御存じのとおりであります。

当時の「タイム」、これは八六年ですけれども、「お気の毒にアメリカさん、あなたの保険はキャ

ンセルされましたよ」というような表題のものまで出るような深刻な事態でありまして、例えば、ここで言われていることは、ハワイ諸島のモロカイ島の五人の医師は、医療過誤保険の保険料が産科の診察料収入を上回ってしまったため、新生児の分娩手術をやめてしまつたとか、だから妊娠はそのために飛行機で別の島へ行かなきゃならなくなつたとか、あるいは、ニューヨーク市のルーズベルト島とマンハッタン島を六分間で結ぶケーブルカーの賠償責任保険の年間保険料が八十万ドルから九百万ドルにはね上がりて運行休止に追い込まれた、その結果、島民五千二百五十人はバスや地下鉄で一時間かけて通勤を強いられるような事態が起つた、こういったことも報道されております。

だから、日本は一周おくれだか三周おくれだか何だか知りませんけれども、しかし、今後の保険業を展望する上でもこういう教訓は本当にしっかりと学ばなきゃいかぬわけで、競争が妥当な保険料率から保険会社の乖離を促して、ダンピングの横行とかそれによる経営悪化や倒産、そして保険料の高騰、こういうことが起らぬようにする必要が私はあると思います。

大臣にお聞きしたいんですけども、そもそも保険業と競争原理というのをうまく融合するんですか。

○福田政府委員 特に損害保険の場合には、御指摘のように、ダンピングが行われやすい、あるいは逆に料率が高騰する、あるいは引受け拒否が行われるというような、そういう弊害が、競争が余りに激しく行われますと諸外国の歴史を見てもござります。他方で、保険会社にもう少し競争原理を導入するということも、これまでの日本の保険業界でいいますとまだその余地があるということでございますので、その辺につきまして、今後も御指摘のような課題が重要な点であると受けとめて適切に運営してまいりたいと思っています。

○佐々木(陸)委員 もう終わりますが、アメリカ

では、やはり今逆に競争に一定の制限を加えるという方向が顕著になってきて、カリフォルニア州では事前認可制が取り入れられたり、ニューヨーク州では保険料率の変更は前年のプラス・マイナス7%までにするという規制が取り入れられたりしているわけでありまして、そういう点では、保険業が公的性格に見合った運営がなされるようになることを本当に最大限に考えていかなければというふうなことを述べまして、質問を終わります。

○村上委員長 次回は、明十三日水曜日午後二時理事会、午後二時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後八時三分散会